

様式1 (全国)

全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400001	官公庁等における請求書様式の統一化等	特になし	会計法令等では、請求書の様式は定められていないため、総務省においては、契約手続についての説明時に参考までに様式を示しているが、事業者から提出された請求書でも対応している。	d	-	請求書の様式については、契約手続について説明する際、参考までに様式を示したものであるが、今後は、誤解を与えないよう取扱いには注意することとしたい。なお、請求書の様式については、事業者所定の様式でも対応しているところである。						5086029	社団法人リース事業協会	11
z0400002	公務員の年次有給休暇取得方法の見直し	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第17条	一般職国家公務員の年次休暇については、原則として年間20日間の取得が認められており、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならないとされている。	d	-	現行制度上、各省各庁の長は、職員から年間10日間の継続する年次休暇の取得申請があった場合、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。政府としては、これまでも職員の年次休暇の使用促進を図るため、使用計画表の活用、職員に対する指導等を行うことにより、連続休暇を取得しやすい環境の整備に取り組んできているところである。		有給休暇のより一層の取得促進に向けた取り組みについて検討されたい。	d	各省各庁の長は、職員から年次休暇の取得申請があった場合は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならないとされている。年次休暇の取得促進については、昨年国家公務員の労働時間短縮対策を改正し、連続休暇を取得しやすい職場環境の整備を図っている。今後は同対策に基づく年次休暇の取得促進に向けた各府省の取組についてフォローアップを行っていくこととしている。	5029002	市民団体 日本ゆとり休暇の会	11	
z0400003	超過勤務手当の割増率の見直し	一般職の職員の給与に関する法律第16条第1項 人事院規則9-97(超過勤務手当の支給割合)	一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則による超過勤務手当の割増率(支給割合)は、次のとおり。 正規の勤務時間が割り振られた日の勤務・・・125/100(勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、150/100) それ以外の勤務(休日等)・・・135/100(勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、160/100)	c		一般職の職員の給与に関する法律に規定する超過勤務手当の割増率は、労働基準法に規定する時間外労働に対する割増賃金の率に準じて措置されている。(国家公務員のみ労働基準法よりも高率の割増率を適用することは国民の理解を得られないと考える。)					5106001	市民団体 サービス残業をなくす会	11	
z0400004	法令適用事前確認手続(ノアクションレター手続)制度の改善(透明性)	閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)(平成13年3月27日)	閣議決定上、適正な照会があった場合は、受け付けし、回答を行うことは各府省の義務であることは明確であり、また回答は必ず公表される。	e	-	閣議決定上、適正な照会があった場合は、受け付けし、回答を行うことは各府省の義務であることは明確であり、また回答は必ず公表されるものである。 所管省庁が照会は自己判断事項であるとの回答を行うとあるがどのような事例なのか理解が困難。					5071083	米国	11	
z0400004	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノアクションレター手続)制度の改善(透明性)			d	-	(上記の続き) 現時点においても各府省の判断により対象の拡大は可能。 なお、総合規制改革会議の答申を踏まえて検討する。					5071083	米国	12	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400001	官公庁等における請求書様式の統一化等	5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化、電子的データによる請求を可能とすること。		請求書作成、送付事務の機械処理による合理化が図れる。		全省庁	
z0400002	公務員の年次有給休暇取得方法の見直し	5029	5029002	市民団体 日本ゆとり休暇の会	11	公務員の年次有給休暇取得方法の変更		公務員に、年次有給休暇のうち年間 10労働日は継続した有給休暇として取得することを義務とする。		年間約 9日の有給休暇しか取得できていない。よって、完全取得となるよう、この取得日数に比べて年間 10労働日は継続した有給休暇としての取得を義務つけてほしい。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第 17条	総務省 人事院	観光対策関係省庁である内閣府・警察庁・総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省・国土交通省 環境省において、- さあ、あなたも有給休暇を 100%活用して ゆとり休暇」をとりましょう- と提唱されている。
z0400003	超過勤務手当の割増率の見直し	5106	5106001	市民団体 サービス残業をなくす会	11	超過勤務手当の割増率の変更		超過勤務手当の割増率を 5割としてほしい。		公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間に勤務を命ずることができる。とされ、本省では午前 3時まで臨時・緊急の勤務が行なわれているが、その分に相当する予算措置がされていないため全額超過勤務手当が支払われていない。よって、超過勤務手当の割増率を上げることにより、予算措置を容易にし、公務員が超過勤務をした際の手当をより補足できるようにする。	一般職の職員の給与に関する法律第 16条	総務省 人事院	
z0400004	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(透明性)	5071	5071083	米国	11	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(透明性)		米国は、日本の省庁はノーアクションレター手続を通して行われた照会を歓迎するという旨を明確にするとともに、当該照会内容が管轄外であるか、または、すでに回答を得ている(以前の照会を含む)場合を除き、所管省庁はすべての照会を正式に受理し検討することを要請する。また、米国は、所管省庁が照会は自己判断事項であるとの回答を行う場合には、その旨を文書化し公的記録として公表するよう要請する。更に、米国は、新規事業および現行の事業活動に関する照会も同手続の対象となるよう、同手続および法令解釈判断の対象を拡大することを要望する。		行政機関による法律や規制の解釈、並びに、事業取引計画や事業活動計画を実現するにあたり許可の取得が必要か否かについて疑問を抱く制規会社は、ノーアクションレター手続に基づき、所管行政機関に対して当該事項に関する事前確認を求めることができる。同制度の導入から 2年以上が経つが、同制度は、ほとんど活用されていない。この現状は 3つの主たる要因によるものと米国は考える a) 規制当局との非公式の話し合いの場において、照会者が、当局の公式見解が否定的なものになると認識し、照会を取り下げたため、b) 規制当局が、照会に関する質問は照会者自身が判断すべきであるという理由で照会を受け付けないため、つまり、照会者自らが、法律を解釈せねばならず、また、後に規制当局者の検査対象となる。c) 規制当局が照会事項は現行の事業活動の範疇にあり新規事業に該当するものではないとの理由で照会の受け付けを拒否するため、照会が非公式に拒否されたり事前審査を受けるということは、一般市民にとり入手可能で指針となる規制の解釈体系が確立されていないことを意味し、規制プロセスの明確さや透明性の減損を意味する。例えば、自己判断にまかせるという規制当局の曖昧な対応のため、照会企業は検査や執行段階において制裁措置を受けるのではないかと懸念から、自己判断を行うことに当然消極的になる。		総務省	
z0400004	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(透明性)	5071	5071083	米国	12	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(透明性)						総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400005	法令適用事前確認手続 (ノーアクションレター手続) 制度の改善 (効率的規制)	閣議決定 (行政機関による法令適用事前確認手続の導入について) (平成13年3月27日)	ノーアクションレター制度は照会者の具体的な行為に関し特定の法令の規定の適用対象となるかどうかの行政機関の判断について情報提供を行う制度である。	e	-							5071084	米国	11
z0400006	法令適用事前確認手続 (ノーアクションレター手続) 制度の改善 (是正措置)	閣議決定 (行政機関による法令適用事前確認手続の導入について) (平成13年3月27日)	総務省は、閣議決定 (行政機関による法令適用事前確認手続の導入について) (平成13年3月27日) 規制改革推進3か年計画 (平成15年3月28日) に基づき、当該制度について、毎年実施状況を調査・監視している。	c	-		総務省は、閣議決定 (行政機関による法令適用事前確認手続の導入について) (平成13年3月27日) 規制改革推進3か年計画 (平成15年3月28日) に基づき、当該制度について、毎年実施状況を調査・監視しているところである。なお、行政評価委員会は、総務省行政評価局を指すものと推測されるが、いずれにせよ、総務省においてさらに評価を「極秘」に「行うことは、必要と考えていない。					5071085	米国	11
z0400006	(上記の続き) 法令適用事前確認手続 (ノーアクションレター手続) 制度の改善 (是正措置)		(上記の続き) 民間団体が個別企業を代理して紹介することは現行制度でも可能。ただし、ノーアクションレター制度は、特定の行為の当事者による個別具体的な事例への当てはめについて、行政機関が責任をもって回答する制度であり、照会者を匿名とすることについては、現行の制度の趣旨に反することから適当でない。	d	-		(上記の続き) 民間団体が個別企業を代理して照会することは現行制度でも可能。ただし、ノーアクションレター制度は、特定の行為の当事者による個別具体的な事例への当てはめについて、行政機関が責任をもって回答する制度であり、照会者を匿名とすることについては、現行の制度の趣旨に反することから適当でない。 なお、総合規制改革会議の答申等を踏まえて検討する。					5071085	米国	12
z0400006	(上記の続き) 法令適用事前確認手続 (ノーアクションレター手続) 制度の改善 (是正措置)			d	-		当省は、民間部門からの有益な意見については、随時これを参考にしていきたいと考えている。その他、総合規制改革会議においても民間からの意見を参考に審議が行われており、当該会議の答申等を踏まえてノーアクションレターの改善について検討したい。					5071085	米国	13

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400005	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(効率的規制)	5071	5071084	米国	11	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(効率的規制)		米国は、規制プロセスの効率を高めるために、ノーアクションレター手続きの活用を大幅に拡大するよう日本の省庁に要請する。同手続きは、特定の規制解釈に関して、極めて集中的かつ事実に基づく形で、規制当局者と照会者が合意を得る効率的な機会を提供する。また同時に、同様な状況にある規制企業に対し、一般的な指針を提供することとなる。公式な手続きは、制規事業者に公平な競争の場を確保するとともに、規制当局が法令解釈を公開することを通じて、長期的には企業が当該法令を自主遵守することを促し、結果、規制当局は、より広範な規制作成および政策課題に資源を集中させることが可能となる。				総務省	
z0400006	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)	5071	5071085	米国	11	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)		米国政府は、規制政策に関する重要な指針を企業に提供するノーアクションレター手続が広く活用されていない産業について、総務省の行政評価委員会が極秘に評価するよう要請する。同委員会による評価は、ノーアクションレター制度が十分活用されていない理由に焦点を当て、有意義な目標の設定を含めた是正措置を取ることにより、多くの照会が規制当局によって処理される効果的な制度を構築すべきである。そのような措置には以下の事項を含む。 在日米国商工会議所及び国際銀行協会を含む産業組織及び業界団体が、会員の特別な関心事項に関しノーアクションレター手続に基づいた照会を行うことを可能とする。 法律事務所、会計事務所、ビジネスコンサルティング会社、及びその他同種の会社を含む、専門サービス組織が、匿名の顧客に代わりノーアクションレター手続に基づいた照会を行うことを許可する(照会内容が仮説的でなく、また、特定の取引に関する許可申請に際しては、関係者情報の公開が必要であるという認識のもと)。 ノーアクションレター制度をいかに改善し、日本の規制制度改善のために活用しうるかについて産業界の意見を聞くため、総務省と規制当局が共同して年次の合同会議を開催することを奨励する。				総務省	
z0400006	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)	5071	5071085	米国	12	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)						総務省	
z0400006	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)	5071	5071085	米国	13	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)						総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400007	ノーアクションレター制度の見直し (適用範囲の拡大等)	閣議決定 (行政機関による法令適用事前確認手続の導入について) (平成13年3月27日)	総務省は、閣議決定 (行政機関による法令適用事前確認手続の導入について) (平成13年3月27日) 規制改革推進3か年計画 (平成15年3月28日) に基づき、当該制度について、毎年実施状況を調査・監視している。	はd	について	-	総務省は、閣議決定 (行政機関による法令適用事前確認手続の導入について) (平成13年3月27日) 規制改革推進3か年計画 (平成15年3月28日) に基づき、当該制度について、毎年実施状況を調査・監視している。 適用範囲の拡大については、現時点においても各府省の判断により対象の拡大は可能。なお、総合規制改革会議の答申を踏まえて検討する。 法的拘束力については、法的拘束力とはどのようなものを意味しているか定かではないが、回答書は、あくまでも情報提供であり、そのような性質のものに法的拘束力を持たせるのは適切ではない。					5072007	欧州委員会 (EU)	11
z0400007	(上記の続き) ノーアクションレター制度の見直し (適用範囲の拡大等)		(上記の続き) 閣議決定においては、照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として、これをそのまま公表することとされ、回答公表は、回答機関の明確な義務となっている。	については	e、	については	(上記の続き) 閣議決定においては、照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として、これをそのまま公表することとされ、回答公表は、回答機関の明確な義務となっている。 異議申し立てについては、企業が事実関係を適切に反映していないと考える場合、再照会を行うことは可能であるので、異議申し立てができるようガイドラインを策定する必要はない。					5072007	欧州委員会 (EU)	12
z0400008	ノーアクションレター制度の見直し (文書による提供の明確化)	閣議決定 (行政機関による法令適用事前確認手続の導入について) (平成13年3月27日)	ノーアクションレター制度は照会者の具体的な行為に関し特定の法令の規定の適用対象となるかどうかの行政機関の判断について情報提供を行う制度である。	e	-		具体的問題意識が不明。事実誤認ではないかと考える。					5072008	欧州委員会 (EU)	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400007	ノーアクションレター制度の見直し (適用範囲の拡大等)	5072	5072007	欧州委員会 (EU)	11	ノーアクションレター制度の見直し (適用範囲の拡大等)		<p>「ノーアクションレター」(NAL)制度 (そして同様に国税庁の「回答文書」制度)に関して、EUは日本政府に以下のことを要請する。</p> <p>要請の受け入れ体制、適用範囲などに関して、一貫した基準が用いられるよう同制度の実施状況を国が監視すること。ノーアクションレター制度の適用範囲を拡大し、新製品や新サービスのみでなく現存するものにかかわる規制にも適用されるようにすること。</p> <p>「ノーアクションレター」に、それを発行した機関に対する法的拘束力を持たせるようにすること。</p> <p>発行機関に対し、必要な場合は名前を伏せた形で、「ノーアクションレター」の公表を義務付け、将来的には信頼性のある前例集が作成できるようにすること。</p> <p>企業が「ノーアクションレター」の内容が自らの事例にかかる事実を適切に反映していないと判断した際、意義を申し立てることができるよう明確なガイドラインを策定すること。</p>		<p>日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部)</p> <p>1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善</p> <p>並びに、</p> <p>1.1.2.透明性と予測可能性</p> <p>による。</p>		総務省	
z0400007	(上記の続き) ノーアクションレター制度の見直し (適用範囲の拡大等)	5072	5072007	欧州委員会 (EU)	12	(上記の続き) ノーアクションレター制度の見直し (適用範囲の拡大等)						総務省	
z0400008	ノーアクションレター制度の見直し (文書による提供の明確化)	5072	5072008	欧州委員会 (EU)	11	ノーアクションレター制度の見直し (文書による提供の明確化)		<p>特に、「ノーアクションレター」制度の行政慣行について、EUは日本政府に対し、すべての決定と説明は、正式な「回答文書」制度の下で受け取られた要請に対してだけでなく標準的な慣行として、文書として提供されることを保証するよう求める。これには、特定の取引のための事前確認の要請も含むべきである。</p>		<p>日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部)</p> <p>1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善</p> <p>並びに、</p> <p>1.1.2.透明性と予測可能性</p> <p>による。</p>		総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400009	パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)	閣議決定「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日)	意見・情報の募集期間については、閣議決定において「意見・情報の提出に必要と判断される時間等を勘案し、1か月程度を一つの目安として」とされている。	d	-	パブリック・コメントの募集期間については、一口に規制の設定改廃といっても、その内容は千差万別であり、これらについて、一定の意見募集期間を義務付けることは、行政機関が迅速な意思決定を行う必要がある場合にその障害になりかねず、目安として示すことが適当と思われるが、総合規制改革会議の答申を踏まえて検討する。						5071076	米国	11
z0400009	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)		(上記の続き) 現行の「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(閣議決定)では提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うこととなっている。	d	-	(上記の続き) について、現行の「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(閣議決定)では提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うこととなっており、行政機関は取り入れるべき意見は取り入れている。 について、閣議決定では、意見提出方法について特に制約を課していない。各行政機関が当該手続を円滑に進めるため、案件の内容に応じ合理的な範囲において、意見提出の形式等を指定することはなんら問題のあるところではない。 について、現時点においても、一般市民は容易にパブリック・コメント案件の一覧を見ることができる。更に加えて総務省は、各府省のパブリック・コメント手続、手続案内情報、組織・制度概要について、政府全体として分かりやすく体系的に、かつ一元的に提供することにより電子政府の総合窓口(e-Gov)をより充実させるべく準備をしているところ。						5071076	米国	12
z0400009	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)		(上記の続き) 特殊法人、認可法人等が法令により付与された処分権限に係る審査基準及び処分基準を定める場合と、閣議決定においてはパブリック・コメント手続に準じた手続を経よう。その規制の根拠となる法令を所管する行政機関が指導することとしている。	d	-	(上記の続き) 「政府設立機関」及び「認可自主規制機関」が何を意味するか不明。仮にいわゆる特殊法人、認可法人等が法令により付与された処分権限に係る審査基準及び処分基準を定める場合と、閣議決定においてはパブリック・コメント手続に準じた手続を経よう。その規制の根拠となる法令を所管する行政機関が指導することとしている。						5071076	米国	13
z0400009	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)			b	-	閣議決定は単なる指針ではなく、各府省が従うべき方針であって、米国の認識は事実誤認。 なお、パブリック・コメント手続の法制化については、総合規制改革会議の答申を踏まえて検討する。						5071076	米国	14

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400009	パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)	5071	5071076	米国	11	パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)		<p>パブリック・コメント手続の運用を改善し、同手続の有効性の向上と広範な適用を促すため、規制の設定又は改廃の際には、全省庁が同手続を通して幅広くかつ積極的に意見や情報を収集すべく下記の措置を講ずることを要請する。</p> <p>緊急を要する案件以外は意見募集期間を30日間と義務づけると同時に標準意見募集期間を60日間とするよう勧奨すること。</p> <p>草案に対して提出されたコメントは、適切な範囲内において、すべて最終規制に取り入れる事を義務づけること。</p> <p>意見提出にあたり、枚数の制限や80字以内の要約等の過度の要件、ならびに、パブリック・コメント手続の趣旨に反するその他の要件を課すことを禁止すること。</p> <p>一般市民が容易に(同手続の適用対象の当否にかかわらず)、審議会、研究会、勉強会およびその他の検討会による意見募集案件を含む、意見募集案件を1カ所で知ることができる中央システムを構築すること。</p> <p>政府設立機関や認可自主規制機関によって提案された規制・規則等はすべてパブリック・コメントに付され、提出された意見が最終案に適切に反映されるよう真摯に検討することを義務づけること。</p> <p>パブリック・コメント手続を、行政手続法に組み入れるために必要な法的措置を講じ、単なる指針から法律にして強化すること。</p>		日本のパブリック・コメント手続は1999年に導入されたが、同手続は概して日本の規制制度の透明性を大幅に改善する形で施行されていない。総務省が2003年8月22日に公表した同手続の実施状況調査では、この手続の活用に当たり、依然として深刻な欠陥があることが明らかになった。2002年度にパブリック・コメントの対象となった399案件のうち、意見募集期間が少なくとも30日に設定されていた案件は半数にすぎず、さらには、行政機関が提出された意見を最終規制に取り入れた比率はわずか14.5%という非常に低いものに止まった。この調査結果は、同手続の運用が不適切であり、政府機関は、規制草案を公表する前に特定利益団体とその草案を(事実上)策定しているという広がりつつある見解を支持するものである。こうした深刻な問題に対処し、同手続を有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府が左記の措置を講ずることを要請する。		総務省	
z0400009	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)	5071	5071076	米国	12	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)						総務省	
z0400009	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)	5071	5071076	米国	13	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)						総務省	
z0400009	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)	5071	5071076	米国	14	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)						総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400010	パブリックコメント手続の改善 (シンポジウム共催の提言)	閣議決定「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日)		d	-		当省は、これまでも民間からの有益な意見については、随時これを参考にしてきたところであり、要請に応じてパブリックコメント手続の実施状況等の説明を積極的に行っている。また、総合規制改革会議において民間からの意見募集を行っている。なお、現時点でシンポジウムを開催することは予定していない。					5071077	米国	11
z0400011	パブリックコメント制度の見直し	閣議決定「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日)	総務省は、閣議決定(規制の設定又は改廃に係る意見提出手続、(平成11年3月23日)、規制改革推進3か年計画(平成15年3月28日)に基づき、当該制度の実施状況を毎年調査・監視している。	d	-		総務省は、閣議決定(規制の設定又は改廃に係る意見提出手続、(平成11年3月23日)、規制改革推進3か年計画(平成15年3月28日)に基づき、当該制度の実施状況を毎年調査・監視している。パブリックコメントの募集期間については、一口に規制の設定改廃といっても、その内容は千差万別であり、これらについて、一定の意見募集期間を義務付けることは、行政機関が迅速な意思決定を行う必要がある場合にその障害になりかねず、目安として示すことが適当と思われるが、総合規制改革会議の答申を踏まえて検討する。					5072006	欧州委員会 (EU)	11
z0400011	(上記の続き) パブリックコメント制度の見直し		(上記の続き) 規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定、平成12年12月26日一部改正)によれば、提出された意見に対する行政機関の意見を公表する場合でも、提出された意見・情報は、文書閲覧窓口等の方法により、一定期間公しておく必要があるとされている。	d	-		(上記の続き) 我が国のパブリックコメント手続では一般国民からの意見・情報を十分考慮して意思決定を行うこととしている。意見募集期間終了時から最終的な意思決定までの期間を具体的にどの程度確保すべきかについては、案件の内容等により異なってくるものと考えられ、この期間が短いことのみを捉えて、直ちに、提出された意見が適切に反映されていないということにはならないものとする。公表については、現行の閣議決定では、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると行政機関が判断した場合を除きすべて公にすることとしているところである。					5072006	欧州委員会 (EU)	12
z0400012	パブリックコメントに提出された意見の全文公表の実施	閣議決定「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日)	規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定、平成12年12月26日一部改正)によれば、提出された意見に対する行政機関の意見を公表する場合でも、提出された意見・情報は、文書閲覧窓口等の方法により、一定期間公しておく必要があるとされている。	d	-		要望理由にあるように、行政機関の考え方を付すために、提出された意見を適宜整理することはやむをえず、その場合でも、行政による恣意的な意見整理との懸念を払拭するとともに透明性を確保するため、閣議決定において提出された意見に対する行政機関の意見を公表する場合でも、提出された意見・情報は、文書閲覧窓口等の方法により、一定期間公しておくこととされている。したがって、恣意的に意見を整理をすることは制度上不可能。	回答では、要望者から指摘のある「恣意的な意見整理の懸念」に対し、文書閲覧窓口等の方法により一定期間公しておくこととされていることを根拠に現行制度下で対応可との回答であるが、現状、パブリックコメント結果の公表において、相当程度意見を整理・簡略化してホームページ上における公表をしているものも見受けられる。閲覧の利便性や行政の一層の透明性の確保の観点、更に電子政府の流れの中で、実施可能と考える。以上の点を踏まえ、改めて具体的な対応策を検討され、示されたい。	d		意見を公にする窓口をホームページ上とするは現行制度でも可能。ご指摘がすべての意見全文をホームページ上で公表することを義務付けるという趣旨での再検討要請であれば、次の理由により、適当ではないと考える。意見・情報の公表方法は、案件によっては、ホームページではなく、広報誌における公表、窓口での備え付け等他の公表方法によること適当と思われる場合もあること。国民からの意見は書面により提出されているものも多く、意見全てを電子化し、ホームページ上に掲載することが行政効率上問題を生じる場合もあること。更にホームページを閲覧する多くの国民にとって検索の便宜やデータが巨大化しすぎてアクセスそのものの障害となることも考えられること。	5021283	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400010	パブリック・コメント手続の改善(シンポジウム共催の提言)	5071	5071077	米国	11	パブリック・コメント手続の改善(シンポジウム共催の提言)		日本の意思決定過程における公正性や透明性およびパブリック・コメント手続の有効性の更なる向上に向け、米国は、総務省が、一般市民が規制制定過程に参加することの意義に関して議論するシンポジウムを、駐日米国大使館と共催することを提言する。このシンポジウムは、総務省が更新されたホームページ内容、パブリック・コメント手続の運用方法、提出された意見の採用有無の判断、および規制制定過程の改善に向けた今後の取り組み等に関して説明をし、シンポジウムの参加者が総務省に対して、パブリック・コメント手続に関する疑問や問題提起、そして同手続の改善に向けた提案を行える場とする。		日本のパブリック・コメント手続は1999年に導入されたが、同手続は概して日本の規制制度の透明性を大幅に改善する形で施行されていない。総務省が2003年8月22日に公表した同手続の実施状況調査では、この手続の活用にあたり、依然として深刻な欠陥があることが明らかになった。2002年度にパブリック・コメントの対象となった399案件のうち、意見募集期間が少なくとも30日に設定されていた案件は半数にすぎず、さらには、行政機関が提出された意見を最終規制に取り入れた比率はわずか14.5%という非常に低いものに止まった。この調査結果は、同手続の運用が不適切であり、政府機関は、規制草案を公表する前に特定利益団体とその草案を(事実上)策定しているという広がりつつある見解を支持するものである。こうした深刻な問題に対処し、同手続を有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府が左記の措置を講じることを要請する。		総務省	
z0400011	パブリックコメント制度の見直し	5072	5072006	欧州委員会(EU)	11	パブリックコメント制度の見直し		パブリックコメント制度に関し、EUは日本政府に対し以下のことを要請する。 パブリックコメント手続の実行を推進するために各省庁による同制度の活用を徹底し、監視すること。特に意見を表明する期間が十分に確保されるように(少なくとも6週間)徹底を図ること。 省庁および必要に応じて審議会に対しても、コメントの内容が規制案および報告書案に適切な形で反映されるよう十分な時間を確保するよう徹底すること。パブリックコメントはすべて公表すること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善 並びに、 1.1.2.透明性と予測可能性 による。		総務省	
z0400011	(上記の続き) パブリックコメント制度の見直し	5072	5072006	欧州委員会(EU)	12	(上記の続き) パブリックコメント制度の見直し						総務省	
z0400012	パブリックコメントに提出された意見の全文公表の実施	5021	5021283	社団法人日本経済団体連合会	11	パブリックコメントに提出された意見の全文公表【新規】		パブリックコメントを実施した際の意見は、例外なく全文を公表すべきである。		行政機関の考え方を付すために、提出された意見を適宜整理することはやむをえないが、その場合でも、行政による恣意的な意見整理との懸念を払拭するとともに透明性を確保するため、提出意見の全文を公表する必要がある。 なお、規制の設定又は改廃に係る意見紹介手続(平成11年3月23日閣議決定、平成12年12月26日一部改正)によれば、提出された意見に対する行政機関の意見を公表する場合でも、提出された意見情報は、文書閲覧窓口等の方法により、一定期間公にしておく必要があるとされているところである。	規制の設定又は改廃に関わる意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定、平成12年12月26日一部改正)	総務省	パブリックコメントを実施した際に提出された意見で、原文が全て掲載されないケースがある。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400013	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	独立行政法独立行政法人通則法第47条第2号	独立行政法人の余裕金の運用先は、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金と規定されており、主務大臣の指定があれば信用金庫及び信用金庫協会も余裕金の運用先になり得るものであり、一律的な差別的取扱を行うものではない。	d	-	<p>(説明)</p> <p>独立行政法人の業務上の余裕金の運用方法については、独立行政法人通則法(通則法)第47条により、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金等に限定されている。</p> <p>この規定は、独立行政法人が公共性の高い事業を実施していることに鑑み、安定的に業務運営を行わせる必要性から、余裕金の運用先を安全資産に限定するとともに、具体的な運用先の範囲については、各法人の業務・財務の性格に応じて決められるよう、通則法で一律に列挙せず、各法人を監督している主務大臣の判断に委ねるとの考え方によるものである。</p> <p>したがって、通則法の改正を行わなくても、主務大臣の指定があれば信用金庫と信用金庫連合会を独立行政法人の余裕金の運用先に加えることは可能である。</p> <p>なお、御指摘のあった政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大を行った際には、独立行政法人と同様に銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金などと規定されている特殊法人についても、各所管府省は当該規定の改正を行わず、信用金庫と信用金庫連合会を追加指定することにより対応している。</p>					5143043	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	
z0400014	情報公開窓口における手続きの透明化	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。	e	-	<p>行政機関の長は、行政手続法第五条に基づき、開示請求についての審査基準を設け、公表しているところであるが、開示請求書に記載されている内容及び開示請求に係る行政文書は個別の案件ごとに多種多様であり、行政文書の特定についてあらかじめ個別具体的な基準を設けることは困難である。このため、行政文書の特定のための補正をする場合、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならないこととされている。(法第四条第二項)</p> <p>また、行政機関の保有する行政文書は膨大であり、全ての行政文書について、ファイル単位ではなく文書単位で行政文書ファイル管理簿に記載することは不可能である。</p> <p>補正の求めを書面によることを一律に義務づけると、些少な修正を求める際にも書面で行うこととなり、かえって手続に時間がかかり、開示請求者及び行政機関双方にとって煩雑で非効率となる。なお、補正の求めについて、開示請求者が書面の交付を求めれば、行政手続法第三十五条第二項の規定により、行政上特別の支障がない限り、書面により交付しなければならないこととなっている。</p> <p>また、補正については相当の期間を定めて求めることとされており、当該期間内に補正が行われなかった場合には理由を付して不開示の決定をすることとなる。</p>		回答では、また、補正については相当の期間を定めて求めることとされており、当該期間内に補正が行われなかった場合には理由を付して不開示の決定をすることとなる」とあるが、このような不開示決定がなされた場合についても、開示請求者に対して書面により通知されることを確認したい。	行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない(法第九条第二条)こととされており、補正が行われずに不開示しない旨の決定をする場合も、開示請求者に対し、書面により通知する必要がある。	5021282	社団法人日本経済団体連合会	11		

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400013	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	5143	5143043	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和		<p>政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大については、規制緩和推進3か年計画(平成10年3月31日閣議決定)において「信用金庫及び信用金庫連合会」を追加する旨の閣議決定がなされていることから、独立行政法人についても同様の規定とするよう独立行政法人通則法第47条第2号の改正を要望する。</p> <p>独立行政法人通則法第47条第2号の規定は、例えば日本道路公団法第31条第2号「銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」と同様であり、この規定の現在の運用では、信用金庫又は信用金庫連合会のような銀行以外の金融機関については主務大臣の指定が必要となっている。</p> <p>このような規定が、銀行も含めて主務大臣の指定が必要であるということであるならば、主務官庁間で異なるよう運用すべきである。</p> <p>しかし、上記の閣議決定の趣旨に鑑み、信用金庫又は信用金庫連合会と銀行との間での一律的な差別的取扱いがなされないよう、独立行政法人通則法第47条第2号の改正を要望する。</p>		独立行政法人の余裕金の運用先は、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金に限定されており、信用金庫がその対象となっていない。	独立行政法人通則法第47条第2号「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」	総務省	
z0400014	情報公開窓口における手続きの透明化	5021	5021282	社団法人日本経済団体連合会	11	情報公開窓口における手続きの透明化【新規】		<p>行政文書の開示請求にあたって、開示請求に係る行政文書を特定する際の審査基準を明文化し、公表すべきである。また、行政文書ファイル管理簿には、全ての文書を記載すべきである。</p> <p>開示請求書の補正の要求にあたっては、上記の審査基準に照らし合わせ不備と認められる事項及びその理由を明記の上、書面により要求すべきである。また、行政文書の特定等において双方の見解に食い違いが生じた場合等においては、書面により、正式に受理拒否等の処分を行うべきである。</p>		<p>そもそもどのような行政文書が存在するかが一切明らかにされていないにも関わらず、文書名が明示されなければ特定できない等の理由で補正を要求する等、事実上、情報開示を拒否するかのような対応が行われている。また、行政文書ファイル管理簿では該当文書が見つからないにも関わらず、文書による情報開示請求を行うと、数十にも及ぶ文書のリストが提示される等、当該管理簿が機能していない。</p> <p>現在のような、所管省庁が指定する文言以外では開示を行わない等の運用が行われると、補正要求を通じて、行政による開示請求内容の恣意的な変更が行われ得る。また、合理的でない補正要求により、事実上開示請求の事務手続きを遅延させたり、放置する等の運用が行われている。</p>	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条	総務省	<p>行政文書の開示請求にあたって、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を示す必要があるが、特定する際の審査基準が不透明である。</p> <p>文書が特定できないとの理由で開示請求書の補正が要求される際、文書を特定するに足る情報の追加だけでなく、当初の請求書の文言の削除、変更等を要求され、結果的に開示請求の趣旨が損なわれる等の運用が行われている。また、当該補正要求に応じられない場合、受理拒否等の処分もないうまま、開示請求が放置されることとなる。</p>

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400015	情報システムの調達改革の促進	なし	<p>情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月改定)の1.(1)においてライフサイクルコストベースでの価格評価を行うこととする。また、(3)において、低入札価格調査制度の活用を促進することとしている。</p> <p>規制緩和推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月閣議決定)の3.2.(3)、工.32.e.(a)において、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月29日、4月22日改定)情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において申し合わせた事項への取組を推進するため、定期的なフォローアップを行う」とされている。</p> <p>なし</p>	d	-	<p>情報システムの政府調達については、極端な安値落札の防止等の観点から、自主的な取組として、入札の評価における将来の運用コストの反映、著しい安値入札があった場合の調査の徹底等の方策を講じていくこととしている。こうした取組を通じて、透明で公平な情報システムの調達に努めている。</p> <p>本取組は、2002年3月以降、可能な案件から逐次実施されているものであり、今後、各府省における取組による効果が得られることが期待されるが、現段階においてその効果を評価することは時期尚早と考えている。</p> <p>情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(2002年(平成14年)3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)に定められた事項に関し、2002年度における各府省の取組状況に関するフォローアップ調査を実施し、調査結果を2003年12月に取りまとめたところであり、現在、その調査結果をホームページを通じて2004年1月中旬に公表すべく準備中。なお、フォローアップ調査から得たデータの公表については、2003年の両国首脳への報告書に記載されている事実はない。</p> <p>情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」については、既にホームページ等の媒体を用いて公表しており、これまでも、規制改革推進3か年計画」の改定等の際、日本経団連等の民間部門からの要望を受け、対応している。さらに、情報システムの調達を含む政府調達に関する自主的措置の実施状況については、「アクション・プログラム実行推進委員会」の下の「政府調達の自主的措置に係る自主的レビュー会合」において定期的に供給者等から要望を聴取している。</p>			d	-	<p>情報システムの政府調達については、極端な安値落札の防止等の観点から、自主的な取組として、入札の評価における将来の運用コストの反映、著しい安値入札があった場合の調査の徹底等の方策を講じていくこととしている。こうした取組を通じて、透明で公平な情報システムの調達に努めている。</p> <p>本取組は、2002年3月以降、可能な案件から逐次実施されているものであり、今後、各府省における取組による効果が得られることが期待されるが、現段階においてその効果を評価することは時期尚早と考えている。</p>	5071026	米国	11
z0400016	政府のIT調達改革を強化するための措置の追加実施	なし	<p>情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月改定)の1.(1)においてライフサイクルコストベースでの価格評価を行うこととしている。</p>	d	-	<p>我が国の予算制度上、国庫債務負担行為を活用することにより、複数年度にわたる契約を締結することは可能であり、また、情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月29日、平成15年3月19日改定)情報システムに係る政府調達府省連絡会議)において申し合わせを行い、情報システムに係る政府調達を複数年にわたり行う必要がある場合には、ライフサイクルコストベースでの価格評価を行うこととし、そのため原則として、国庫債務負担行為を活用し、複数年契約によることとしている。</p>					5071027	米国	11	
z0400017	電子申請等のシステムの標準化	<ul style="list-style-type: none"> ・申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様」(平成13年8月6日行政情報推進各省庁連絡会議幹事会了承) ・地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様」(平成15年3月28日自治事務等オンライン化推進関係省庁連絡会議) 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様」に沿って、各府省において、それぞれの手続の実態を踏まえつつ電子申請システムを整備・運用。 ・地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様」を地方公共団体に対し提示。 	b		<p>電子政府構築計画」(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(CD)連絡会議決定)に基づき、電子申請等の手続案内情報の入手から実際の手続までを一元的に行うことができる総合的なワンストップサービスの仕組みを2005年度末(平成17年度末)までに整備することとしており、このための整備方針を2004年(平成16年)3月までに策定する予定。</p> <p>この整備方針において、国民等利用者の利便性向上のため統一的な取り組みが必要となる電子申請システムの機能、要件等を整理するとともに地方公共団体との連携方法についても検討することとしている。</p>					5021160	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400015	情報システムの調達改革の促進	5071	5071026	米国	11	情報システムの調達改革の促進		<p>2003年3月19日に省庁によって採用された合意書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。</p> <p>CD連絡会議に対して、省庁間の調整を改善し、非差別、透明で公平な情報システムの調達(製品及びサービス)を確保するために、IT調達を監督する権限を与える。</p> <p>低い価格の入札やその他の競争的行為を防止するための措置の効果を客観的に評価する方法を整備する。</p> <p>(2003年の両国首脳への報告書に従い)省庁が全ての新しい手続きをどのように実行するかのフォローアップ調査から得たデータを公表する。</p> <p>メモランダムによって実行されているIT調達手続きを改善する方法を民間からフィードバックを得るために2003年度中にパブリックコメント手続きを行う。</p> <p>政府に価値ある民間の経験をもたらすCIOの補佐がその職務を公平にまた客観的に行うための明確な指針を作る。</p>		<p>電子政府計画及び2003年の重点計画において示されているとおり、日本は全ての政府レベルにおける行政手続きのデジタル化を引き続き行う。さらに、電子政府計画によると、全ての省庁はその「古いシステム」を完全に交換し、政府全体で相互機能を高めることを目的としている。米国はこの移行の間、日本がその電子政府システムの発展において独占技術への依存を減らすかもしれないことを認識している。政府による新しい商業製品の更なる利用への移行は調達者間における革新と競争を刺激し、結果、市場アクセス機会を創造することができる。IT調達分野における公平な活動を保証するため、日本は引き続きIT調達手続きにおいて積極的に改革を実行する事によって、開かれた競争、透明性、技術中立性、民間主導の革新の原則を促進しなければならない。米国は日本政府が左記の措置をとることを提言する。</p>		内閣官房 総務省 財務省 経済産業省	
z0400016	政府のIT調達改革を強化するための措置の追加実施	5071	5071027	米国	11	政府のIT調達改革を強化するための措置の追加実施		<p>政府のIT調達改革を強化するために、以下の措置を含め追加的措置を実行する： 調達獲得に関する情報をタイミング良く透明で誰でも入手できる形で公開する。 総合評価落札方式(OGVM)調達のためのSDRを引き下げ、より広く実行可能とする。</p> <p>入札評価を年初の計画予算ではなく所有権の全てのコストによって行うことによって、情報システムの調達においてライフサイクルコストの使用を奨励するためにより柔軟な予算手続き(例：複数年契約)を促進する。</p>		<p>電子政府計画及び2003年の重点計画において示されているとおり、日本は全ての政府レベルにおける行政手続きのデジタル化を引き続き行う。さらに、電子政府計画によると、全ての省庁はその「古いシステム」を完全に交換し、政府全体で相互機能を高めることを目的としている。米国はこの移行の間、日本がその電子政府システムの発展において独占技術への依存を減らすかもしれないことを認識している。政府による新しい商業製品の更なる利用への移行は調達者間における革新と競争を刺激し、結果、市場アクセス機会を創造することができる。IT調達分野における公平な活動を保証するため、日本は引き続きIT調達手続きにおいて積極的に改革を実行する事によって、開かれた競争、透明性、技術中立性、民間主導の革新の原則を促進しなければならない。米国は日本政府が左記の措置をとることを提言する。</p>		内閣官房 総務省 財務省 経済産業省	
z0400017	電子申請等のシステムの標準化	5021	5021160	社団法人日本経済団体連合会	11	電子申請等のシステムの標準化【新規】		<p>各府省間および地方公共団体間で電子申請等のシステムを統一すべきである。</p>		<p>電子申請等のシステムの仕様が行政機関間で異なると、システムを導入する都度、整合性確認、動作検証、企業内システムの変更・増強などのコストが発生する。</p> <p>なお、「e-Japan戦略」(平成15年7月2日IT戦略本部決定)においては、異なる行政機関が類似のITを導入することによる重複投資を排除し、共通化を図るとともに、行政機関間の枠を超えた集約統合により合理化する。同様の取組みを地方公共団体にも要請する」とされている。「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)においては、「官庁省に共通する事項については、整合性・統一性を確保するため、必要に応じ、申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様(平成13年8月6日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承)の見直しを行う」とされている。</p>	<p>申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様(平成13年8月6日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承)</p>	総務省	<p>申請・届出等手続のオンライン化に関する各府省と申請者とのインタフェース等については、複数の手続の受付等について汎用的に利用できるシステムの基本的仕様が定められている。</p>

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400018	電子申請における属性認証の統一の方策の提示			e		法人が電子申請を行う場合において、その従業員等であっても代理により電子申請を行えるように、電子申請システムに、事前に行政機関側にその従業員等が法人代表者の代理人である旨を登録できる機能など、必要な機能をできる限り早期に整備することとしているところ。		回答では「できる限り早期」に整備することとしているとあるが、「平成16年度中」と解してよいか、改めて回答されたい。 要望者からは、そもそもどのような電子申請システムとするつもりなのかホームページ等で明らかにされていないために適切な要望を出しづらいとの意見があった。この点を踏まえ、電子申請システムを可能な限り使い勝手の良いものとするため、今後は、適時ホームページ等において貴省の考え方を明らかにし、利用者の意見を伺いつつ検討を進められないか、回答されたい。	e	-	平成17年度末までを計画期間とする電子政府構築計画に基づき、代理申請に対応できる機能を整備することとしているところであり、各府省の取組を推進して参りたい。 各府省の電子申請システムについては、それぞれの省庁において、その利用方法はホームページ等において案内されており、また、具体的な手続のオンライン化の実施に当たっては、関係者の要望も踏まえ実施していると承知している。	5021161	社団法人日本経済団体連合会	11
z0400018	(上記の続き) 電子申請における属性認証の統一の方策の提示	電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第2項 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第6条第8号	【電子署名法における属性情報の取扱い】 電子署名を行った者を証明する認証業務において、電子証明書に利用者の氏名や住所の他、利用者に係る資格や役職等の属性情報を記録することは可能である。ただし、電子署名法における認証業務は、利用者の公開鍵が当該利用者に係るものであることを証明する業務であり、利用者の肩書や資格等の属性を証明することは含まれていないため、電子証明書に記載された資格や役職等の利用者の属性情報は、認定の対象外とされている。	e		(上記の続き) ちなみに、電子署名法においては、電子申請について何ら規定していないことから、電子申請時における属性認証の取扱いは、電子署名法の規定に従って決定される趣旨のものではない。 なお、電子署名法における属性認証の取扱いについては、資格や役職等の属性情報については自ずからその信頼性が明らかである(例えば、資格者団体がその加入者の属性を証明している)場合もあることから、属性情報に係る公的な認定制度の創設については、利用者や電子証明書を受け取る側のニーズを踏まえた上で検討を行う必要があると見られる。ただし、電子署名法における認定認証事業者が属性情報に変更があった事実及び資格が失効された事実を把握することが難しいことから、属性情報に係る公的な認定制度の創設にあたっては、電子署名法における認定制度とは別の制度的枠組が必要になると見られる。					5021161	社団法人日本経済団体連合会	12	
z0400019	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同一スタンダードの確立)	地方自治法第263条の2	普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を行うことができる。 保険業に該当する相互救済事業については、保険業法は適用しない。	c			地方自治法第263条の2に基づき、全国的な公益的法人が、災害による財産の損害に対して行う相互救済事業は、民間営利法人の事業とは異なり、共助を基本とする非営利事業であることから、必要以上の規制を課すことはその自主性や自立性を損なうこととなるため適当ではない。					5071082	米国	11
z0400020	行政財産に対する制限の緩和	地方自治法第238条の4第1項、第4項	行政財産は、原則として、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。行政財産の用途又は目的を妨げない範囲で使用する許可をすることはできる。	d		民間事業者に対する庁舎の空床の貸付け 地方自治法第238条の4第4項の規定により、その目的又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 余剰容積率の有効活用 現行法上、余剰容積率を活用して財産収入を得ることは地方自治法上の公有財産としての位置づけがなくとも可能である。		庁舎の空床の貸付けについて、行政財産としての用途又は目的を妨げない限度」とはいかなる場合が許容されるのか明確化し周知を図ることについて、改めて検討し回答されたい。	d	-	行政財産の目的外使用については、地方公共団体において個々のケースに応じて判断されるべきものであるため、「用途又は目的を妨げない限度」の具体的な基準等を示すことはできない。	5145017	東京都	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400018	電子申請における属性認証の統一の方策の提示	5021	5021161	社団法人日本経済団体連合会	11	電子申請における属性認証の統一の方策の提示【新規】		法人の従業員等が電子申請を行う場合の属性認証に関する統一の方策を提示する。その上で、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられるようにすべきである。		書面による申請においては、法人の代表者ではなく従業員等による手続が行われている場合がある。一方、電子申請においては、代表者以外の申請者の法人における属性を証明できないため、あらゆる手続において代表者の電子署名が必要となり、法人の公印管理部門の負担が大きくなっている。申請内容によっては、必ずしも代表者の電子署名が必要でない手続もあると考えられることから、そのような申請については、代表者の電子署名がなくても申請を行えるようにする必要がある。		総務省 法務省 経済産業省	法人の従業員等が電子申請を行う場合の役職、所属等の属性認証について統一の方策が示されていない。
z0400018	(上記の続き) 電子申請における属性認証の統一の方策の提示	5021	5021161	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 電子申請における属性認証の統一の方策の提示【新規】				(上記の続き) なお、電子政府構築計画(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)では、電子申請システムについては、代理人が手続を行う場合にも対応できるようにできる限り早期に所要の措置を講ずるとされているが、属性認証についても統一の方策を示すべきである。これに関連して、「e-Japan重点計画-2003」(案)に対する意見及びそれらについての考え方(平成15年8月8日IT戦略本部資料)では、属性認証に関する統一的位置付けについて、利用者やこれを受け取る側のニーズを踏まえつつ、検討を行うことが必要である」とされている。		総務省 法務省 経済産業省	
z0400019	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同スタダートの確立)	5071	5071082	米国	11	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同スタダートの確立)		共済と民間競合会社間の公正な競争確保のため、すべての共済事業者が民間と同一の法律、税金、セーフティネットのコスト負担、責任準備金条件、基準及び規制監視を適用することを提言する。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当なマーケットシェアを有している。管轄省庁が規制をしている共済もあれば、例えば、農林水産省は農業共済を規制している)全共済をされていない(根拠法のない)共済もある。根拠法のない共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、日本政府の健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。		総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	
z0400020	行政財産に対する制限の緩和	5145	5145017	東京都	11	行政財産に対する制限の緩和		民間事業者に対する庁舎の空床の貸付け事業組織の統廃合により、未利用・低利用の施設が多く存在し、行政需要のない空床も増加している。これらの空床を民間事業者へ貸し付けて、財産的収入を確保する。余剰容積率の有効活用事業 低利用の行政財産については、容積率に余剰が生じている。こうした余剰容積率を隣接地に移転するなど有効活用することにより、財産的収入を確保する。		現行では行政財産を民間事業者へ貸付けすることは認められていない。行政財産をその目的外に使用する場合、使用許可として処理されている。これは、行政目的を妨げない範囲に限られ、使用は最小限に留められるため、財産の有効活用手段としては限界がある。 例外的に行政財産の貸付けが認められているのは、PF事業での選定事業者に対する行政財産の貸付けの場合、地方公営企業法による民間事業者に対する行政財産である土地の貸付けの場合だけである。	地方自治法	総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400021	地方公共団体の保有する金銭債権の信託の可能化	地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項	普通地方公共団体の財産は、普通財産である土地 (その土地の定着物を含む。) を、当該団体を受益者とし、政令で定める目的による場合に信託することができる。	c		提案主体が地方公共団体のどのような金銭債権を念頭に置いているか明らかではないが、地方公共団体の債権は地方自治法第231条の3又は第240条及び地方自治法施行令第171条等の規定に基づき、督促、滞納処分、強制執行等の厳格な手続きによって回収を行うこととされており、これらは地方公共団体の有する金銭債権に付随するものと考えられている。 地方公共団体がその金銭債権の信託を行うと、当該金銭債権の所有権は受託者に移転することになるが、この場合における債権債務関係については、なお検討すべき課題が多く引き続きその可否について検討する。		都道府県による市町村向貸付や中小企業向貸付 (保証も含む) などの金銭債権を念頭に、地方公共団体の資金調達手段の多様化という観点から改めて検討され、対応策及びその実施時期について具体的に示されたい。	c	地方公共団体の債権は、住民からの税金等を原資とするものであり、法律上特別に認められた方法、手続によって安全かつ確実に管理し、回収を図る必要があること、信託を行うと一時的にであれ信託財産の所有権が受託者に移転することから、その場合の法律上の問題点、社会に与える影響等を慎重に検討する必要があることから、具体的な方策、実施時期等を示すことはできない。	5006006	社団法人信託協会	11	
z0400021	地方公共団体の保有する金銭債権の信託の可能化	地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項	普通地方公共団体の財産は、普通財産である土地 (その土地の定着物を含む。) を、当該団体を受益者とし、政令で定める目的による場合に信託することができる。	c		提案主体が地方公共団体のどのような金銭債権を念頭に置いているか明らかではないが、地方公共団体の債権は地方自治法第231条の3又は第240条及び地方自治法施行令第171条等の規定に基づき、督促、滞納処分、強制執行等の厳格な手続きによって回収を行うこととされており、これらは地方公共団体の有する金銭債権に付随するものと考えられている。 地方公共団体がその金銭債権の信託を行うと、当該金銭債権の所有権は受託者に移転することになるが、この場合における債権債務関係については、なお検討すべき課題が多く引き続きその可否について検討する。		都道府県による市町村向貸付や中小企業向貸付 (保証も含む) などの金銭債権を念頭に、地方公共団体の資金調達手段の多様化という観点から改めて検討され、対応策及びその実施時期について具体的に示されたい。	c	地方公共団体の債権は、住民からの税金等を原資とするものであり、法律上特別に認められた方法、手続によって安全かつ確実に管理し、回収を図る必要があること、信託を行うと一時的にであれ信託財産の所有権が受託者に移転することから、その場合の法律上の問題点、社会に与える影響等を慎重に検討する必要があることから、具体的な方策、実施時期等を示すことはできない。	5021175	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0400022	国等の機関向けとの長期リース契約締結の容認	地方自治法第214条、第234条の3	普通地方公共団体は、債務負担行為によることなく翌年度以降にわたり電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。	b		構造改革特区の第3次提案等に対する当省の回答の中で、現在、長期継続契約の対象としているのは電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等であるが、OA機器のリース契約についても長期継続契約の対象とするよう措置する」と表明しており、その具体的な対象範囲については、現在検討を進めているところ。		本件については、総合規制改革会議の第3次答申においても指摘があった事項であり、この内容を踏まえて再度回答振りを検討されたい。	b	平成16年通常国会に所要の改正を行う法案を提出するため、現在作業を行っているところである。	5021290	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0400022	国等の機関向けとの長期リース契約締結の容認	地方自治法第214条、第234条の3	普通地方公共団体は、債務負担行為によることなく翌年度以降にわたり電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。	b		構造改革特区の第3次提案等に対する当省の回答の中で、現在、長期継続契約の対象としているのは電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等であるが、OA機器のリース契約についても長期継続契約の対象とするよう措置する」と表明しており、その具体的な対象範囲については、現在検討を進めているところ。		本件については、総合規制改革会議の第3次答申においても指摘があった事項であり、この内容を踏まえて再度回答振りを検討されたい。	b	平成16年通常国会に所要の改正を行う法案を提出するため、現在作業を行っているところである。	5086031	社団法人リース事業協会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400021	地方公共団体の保有する金銭債権の信託の可能化	5006	5006006	社団法人信託協会	11	地方公共団体の保有する金銭債権の信託を可能とすること		地方公共団体が信託できる財産として、普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)は明文の規定により可能であるが、金銭債権については信託できるかどうか明確でない。 地方自治法の改正等により、金銭債権の信託を行えることを明確にいただきたい。	地方公共団体の資金調達手段の多様化に資するとともに、投資家における投資対象商品の選択肢の拡大が見込まれる。	地方公共団体においても、資金調達手段の多様化ニーズは高まっており、地方公共団体が保有する貸付債権等について、信託方式による流動化を行えるよう求めるもの。 地方公共団体の資金調達手段の多様化は、地方の自主的な財政運営に資するものであり、地方分権の推進という考え方も合致する。 地方公共団体の保有する金銭債権を流動化のために信託することは、地方公共団体にとって当該金銭債権に係るリスクを解放するために行うものであり、地方公共団体の健全な財政運営に資するものである。	地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項	総務省	平成15年8月11日付各省庁再回答において、債権の信託による弾力的運用により当初の見通しと大きく異なった場合には債務を承継する可能性もある結果、健全な財政運営が期待できなくなる」と指摘されている。 しかしながら、本要望の債権の信託は流動化目的であり、地方公共団体が保有する債権の貸倒れなどのリスクを投資家に移転するものであることから、上記の指摘はあたらない。
z0400021	地方公共団体の保有する金銭債権の信託の可能化	5021	5021175	社団法人日本経済団体連合会	11	地方公共団体の保有する金銭債権の信託を可能とすること【新規】		金銭債権の信託を可能とすべきである。		投資家の投資対象商品の選択肢が拡大するとともに、地方公共団体において国に依存しない独自の資金調達手段を拡充することは、国の財政負担の軽減に寄与する。	地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項	総務省	地方公共団体は、普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)以外を信託できない。
z0400022	国等の機関向けとの長期リース契約締結の容認	5021	5021290	社団法人日本経済団体連合会	11	国及び地方公共団体におけるリース契約の見直し【新規】		国及び地方公共団体を一方の契約当事者とするリース契約について、地方自治法の不動産の賃貸契約等と同様に長期継続契約とすることを認めるべきである。また、早期に措置することが困難な場合には、当面の措置として、債務負担行為に関する手続きの簡素化を図るべきである。		構造改革特区における規制の特例措置の第3次提案募集を踏まえ、地方公共団体においては、OA機器に係るリース契約を長期継続契約の対象とする方針が示された(総務省は次期通常国会に地方自治法の改正案を提出する見込み)。こうした取組みを更に一歩進め、地方公共団体においては、長期継続契約の対象となるリース契約を拡大するとともに、国においても同様の措置を講ずるべきである。 また、去る8月に財務省は「複数年度にわたる賃貸借契約を締結することに合理性が認められる場合には、必要な年限の国庫債務負担行為の要求を行うものとする」(平成16年度の概算要求について)という見解を各府省に示したが、国庫債務負担行為は予め予算を以って国会の議決を経なければならぬため、現行、非常に煩瑣な手続きが求められており、各府省の積極的な取組みを促すためには、手続き面の簡素化が不可欠である。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2、地方自治法第214条、第234条の3	財務省 総務省	国及び地方公共団体がOA機器等の物品や自動車のリース契約をする場合には、予め予算を以って債務負担行為として定めておかなければならないこととされている。
z0400022	国等の機関向けとの長期リース契約締結の容認	5086	5086031	社団法人リース事業協会	11	地方公共団体向け長期リース契約について		OA機器のリース契約については長期継続契約の対象とするよう措置される予定となっているが、自動車等のリース契約についてもその対象とするよう要望する。		地方公共団体において、OA機器以外の機器(医療機器等)、自動車についてもリースによって導入されているため。	地方自治法第234条の3	総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400023	住民の直接請求権の拡大	地方自治法第74条第1項	普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。	c		納税は憲法に規定された国民の基本的な義務の一つであり、税制に関する国民の信頼を確保しつつ、必要な税収が確実に確保できるようにするためには、納税者間の公平性や税制の安定性を維持することが特に重要である。このため、地方税の賦課徴収に関する条例の制定(改廃)については、住民の付託を受けた首長や議員による慎重かつ十分な検討が特に必要となるものであり、引き続き直接請求の対象に含めないことが適当と考えられる。なお、地方6団体が実施したアンケートでも、この規定の改正に賛同する地方公共団体は少なく大半の地方公共団体が現行制度の継続を支持している。		回答では、地方税の賦課徴収に関する条例の制定(改廃)については、住民の付託を受けた首長や議員による慎重かつ十分な検討が特に必要」とあるが、直接請求の対象となったとしても、少なくとも議員による慎重かつ十分な検討を妨げることはない。また、大半の地方公共団体が現行制度の継続を支持している」とあるが、そのような地方公共団体にまで一律に制度改正を強いるのは適当ではない。したがって、特区において先行的に実施することについて、具体的に検討され、示されたい。上記を踏まえ、特区においても不可とされる場合は、その理由を具体的に示されたい。	c	前回回答したように、納税は憲法に規定された国民の基本的な義務の一つであり、本質的に個別の反対給付のない、負担を広く求めるもの(したがって「低い方がよい」と考えられがちなもの)であるため、税制に関する国民の信頼を確保しつつ、必要な税収が確実に確保できるようにするためには、行政運営に責任を有する住民の代表者(首長及び議員)が立案主体となって、納税者間の公平性や税制の安定性を維持することが特に重要である。こうした理由で直接請求が認められていないことを踏まえれば、特定の地域に限って制度を変更すべき性質のものではないことから、特区としても要望を認めることはできない。	5025002	鳥取県倉吉市(倉吉市長 長谷川稔)	11	
z0400024	首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定	地方自治法第158条	普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。	c		地方自治法においては、長と議会の二元的代表制という基本構造の中でそれぞれが担うべき事務(権限)等を定めているが、長の専決処分は議会の議決を経ることが客観的に困難又は不可能である場合に例外的に認められるものである。従って、このような事由がない場合において、長の直近下位の内部組織の基本的事項を定める条例について長の専決処分を認めることは、地方公共団体の内部組織のあり方を規定する条例の制定又は改廃を通じた議会の監視機能を蔑ろにするものである。		回答では、条例の制定又は改廃を通じた議会の監視機能を蔑ろにするものであり対応不可とされているが、特区において先行的に実施することについて、具体的に検討され、示されたい。上記を踏まえ、特区においても不可とされる場合は、その理由を具体的に示されたい。	c	議会の権能の変更は、長と議会の関係など地方自治制度の基本に関する事項であり、構造改革特区の提案としても本件を認めることはできない。	5076002	愛知県津島市	11	
z0400024	(上記の続き) 首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定											5076002	愛知県津島市	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400023	住民の直接請求権の拡大	5025	5025002	鳥取県倉吉市(倉吉市長 長谷川稔)	11	住民の直接請求権の拡大		住民の直接請求権に地方税の賦課徴収等に関する条例の制定又は改廃を加える。		地方税の賦課徴収等に関する条例の制定又は改廃については住民の直接請求の対象から除外されている。これは昭和23年の地方自治法の改正により追加されたものであるが、今なお法の中で制約されているといふことは、現在の住民自治の進展等から考えて、時代にそぐわないものであり、住民の直接請求権に地方税の賦課徴収に関する条例の制定又は改廃を加えるものである。	地方自治法第74条第1項	総務省	
z0400024	首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定	5076	5076002	愛知県津島市	11	首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定		地方自治法第158条の規定により、地方自治体において首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定については条例による制定が必要だが、首長の専決によりこれを行い、議会に対しては報告のみで可としようとするもの		地方自治体の組織編成及びその分掌事務については、公約を以て公選を経て選出された首長がその公約(戦略)を効率的かつ効果的に実施するためになすものであって、非効率で効果のない組織編成及び事務分掌をなすことは考えにくい。 また、仮にそうであったとするならば、住民は直接請求権の行使も可能である。 (首長の組織編成及び分掌事務の発案に対する)議会の修正は長の提案した内容から現行の局部の状態に留まる」という行政実例(§49.01.29)にもあるように議会審議においては、その案に対する事実上の修正や撤回を求める議決を認めていないものと考えられるが、そのことは首長に事実上の組織編成及び分掌事務の決定権を持つものと認められているものと考えられる。 前回提案に対する総務省の回答では「行政組織は住民サービスを提供する窓口となるものであり、組織が所管する事務等について議会に諮らなければならないため、議会審議は必要である。」としているが、にも示したように「建設部で障害者に対する給付」を行うような明らかに客観的に疑義を持たざるを得ない分掌事務を決定することは考えにくく、その上でなお「住民サービス提供窓口」の重要性を問うのであれば、組織編成後の窓口の移管等による住民の混乱が想定できるが、それもまた施行前に十分な周知、または必要であれば住民からの意見聴取をすれば足りるものであると考えられる。	地方自治法第158条	総務省	
z0400024	(上記の続き) 首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定	5076	5076002	愛知県津島市	12	(上記の続き) 首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定				(上記の続き) なお「議会軽視」という見解は少なからず想定しつつも、パブリックコメントや住民投票などが決して珍しくない現在の地方自治体の状況からすれば、の対応は必ずしも特別なことではなく、「議会軽視」という認識には至らないものと考えられる。 以上、地方自治体が議院内閣制ではなく大統領制かつ直接民主制の要素を多分に抱合した上で成り立っているという前提からすれば、組織編成及び分掌事務の発案権及び決定権は首長が有するものと考えられるため、本規制の撤廃を提案するものである。		総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400025	公共工事に係る入札参加資格(地域要件)の見直し	地方自治法施行令第167条の5の2	普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、当該入札に参加する者の事業所の所在地等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。	b	-	地方公共団体の長が定める入札参加資格に関する事業所の所在地に係る要件については、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての検討とも併せて、競争性の確保の観点から、過度に競争性を低下させるような運用とならないよう地方公共団体に要請していきたい。		本件については、総合規制改革会議の第3次答申においても指摘があった事項であり、この内容を踏まえて再度回答振りを検討されたい。	b	-	地域要件の設定が、過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方についての基本的な考え方を検討することとされているため、その検討結果を踏まえて、検討をすることとしたい。	5021281	社団法人日本経済団体連合会	11
z0400026	地方公共団体における入札手続の統一化	地方自治法第234条 地方自治法施行令第167条の4、第167条の5第1項、第167条の11第1項、第2項	普通地方公共団体は、一定の要件に該当する者を入札に参加させてはならない。また、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績等を要件とする資格を定めることができる。指名競争入札に参加する者については、その資格を定めなければならない。	b	-	入札に参加する者に必要な要件については、個々の契約の内容、地域の実情等を踏まえ、各地方公共団体において定めるべきものである。入札参加の申請書に係る様式等を統一することは、これらの千差万別の状況を鑑みると極めて困難である。 なお、地方公共団体における入札、開札手続きの電子化については、各地方公共団体において既に取り組んでいるところである。総務省では、地方公共団体との連携のもと、複数の地方公共団体に共通する業務を標準化・共同化し、民間企業のノウハウ等を活用して電子自治体の実現を図る「共同アウトソーシング・電子自治体推進戦略」を通じて、地方公共団体における入札の電子化を促進するとともに、引き続き地方公共団体の入札等の電子化に対する財政支援措置を行っていく。		回答では、共同アウトソーシング・電子自治体推進戦略を通じて、地方公共団体における入札の電子化を促進するとあるが、具体的な対応策及び実施スケジュールについて示されたい。併せて、平成16年度までに実施されることの可否について示されたい。	b	-	本年度、「共同アウトソーシング・電子自治体推進戦略」において、電子入札システムのモデルの開発・実証を行っており、来年度以降その成果物のプログラムを無償で公開し、全国の地方公共団体の自由な利用に供することとしている。これにより、各地方公共団体において、必要なカスタマイズの上、早期に当該システムの導入が進められるものと期待している。	5021291	社団法人日本経済団体連合会	11
z0400027	入札参加者資格審査手続の国・地方を通じた様式等の統一化とオンライン化推進	地方自治法第234条 地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の11	普通地方公共団体は、一定の要件に該当する者を入札に参加させてはならない。また、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績等を要件とする資格を定めることができる。指名競争入札に参加する者については、その資格を定めなければならない。	b	-	入札に参加する者に必要な要件については、個々の契約の内容、地域の実情等を踏まえ、各地方公共団体において定めるべきものである。入札参加の申請書に係る様式等を統一することは、これらの千差万別の状況を鑑みると極めて困難である。 なお、総務省では、汎用的な受付システムの仕様等を策定し、各地方公共団体に対して示しているところである。また、地方公共団体との連携のもと、複数の地方公共団体に共通する業務を標準化・共同化し、民間企業のノウハウ等を活用して電子自治体の実現を図る「共同アウトソーシング・電子自治体推進戦略」を通じて、地方公共団体における申請等の電子化を促進しているところである。これらの施策を参考に、地方公共団体は、今後、各地方公共団体の判断により申請等のオンライン化を図っていくことと考えている。		回答では、入札参加の申請書に係る様式等の統一は、各地方公共団体が個々の契約内容、地域の実情等を踏まえ定めるものであることから困難とされているが、要望内容は企業・行政双方のコスト削減のため、入札参加資格審査手続きに係る申請様式、申請方法等の統一化を求めるものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。また、要望者は、地方公共団体の自主性を尊重する観点から、やや多めの記載項目の中から各自自治体が必要な情報を抽出して判断できるようにすることとする方式を提案しているが、この点についても具体的な対応策を検討され、示されたい。また、実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	b	-	現在、各地方公共団体においては行政運営を行うために請負契約、物品購入契約等、数多くの多様な契約を締結しているところである。これらの個々の契約の内容、地域の実情等を踏まえてそれぞれの取組として入札参加要件を種々設定していることから、これを網羅的に類型化し、全国的に一の様式に統一することは不可能である。	5148001	熊本経済同友会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400025	公共工事に係る入札参加資格(地域要件)の見直し	5021	5021281	社団法人日本経済団体連合会	11	公共工事に係る入札参加資格(地域要件)の見直し		公共工事の入札参加資格に係わる地域要件の設定については、入札参加を過度に制限することのないよう速やかに改善すべきである。		過度の地域要件の設定により、地元事業者でない(あるいは工事実績がない)という理由のみで、高い技術力やコスト競争力を有する他の地域の事業者(あるいは他地域で同種工事の実績を有する事業者)が入札に参加できなくなっている。これらは是正により、公共工事の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現され、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。 地域要件の見直しについては、規制改革推進3か年計画(再改定)「平成15年3月28日閣議決定」において、地方公共団体の長が定める入札参加資格に関する事業所の所在地に係る要件について、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての検討とも併せて、競争性の確保の観点から、過度に競争性を低下させるような運用とならないようにするための具体的な推進方策を検討する。(継続的に検討)」とされており、早期の見直しが図られるべきである。	地方自治法施行令第167条の5の2等	総務省 国土交通省	公共工事の入札参加資格については、地元事業者を優先する政策などから、発注者の行政区域内に主たる事業所(本社)営業所を有することや過去の工事実績等を入札参加資格としたり、入札招請者の指名にあたり考慮すること等の地域要件の設定が広く行われている。
z0400026	地方公共団体における入札手続の統一化	5021	5021291	社団法人日本経済団体連合会	11	地方公共団体における入札手続の統一化【新規】		官民双方の過度な事務負担を軽減する観点から、地方公共団体における入札、開札手続の電子化を図るとともに、入札申請手続に係る様式の統一化を講じるべきである。		政府調達(公共事業を除く)に係る入札、開札の電子化に伴い、国においては、申請用フォーマットの統一化が既に図られており、各府省がシステムを導入する本年度中には運用が開始されることとなった。こうした国の取り組みを踏まえ、地方公共団体においても、早期に入札、開札に係る手続の電子化を図るよう検討すべきである。また、その際には、業務改革の観点から手続の簡素化について抜本的な見直しを行うとともに、申請基本様式の統一化を図るべきである。 本年6月の規制改革集中受付月間における総務省の回答では、本件に関して各地方公共団体における入札手続の簡素化についての自主的な取り組みが阻害され、当該手続が硬直化する恐れがあると指摘されているが、手続の電子化の導入を検討する過程において、地方公共団体の取組み意欲を阻害しない範囲で必要最低限の様式を統一化することについては、そのような懸念はあたらない。	地方自治法第234条	総務省	地方公共団体が売買、賃借、請負、その他契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法によることとされており、入札手続の基本的事項については、地方自治法施行令で定められているが、入札参加資格審査申請に関する書類については、各地方公共団体が独自に定めている。
z0400027	入札参加者資格審査手続の国・地方を通じた様式等の統一化とオンライン化推進	5148	5148001	熊本経済同友会	11	入札参加者資格審査手続の国・地方を通じた様式等の統一化とオンライン化推進		競争入札参加者の資格に関する地方自治法施行令の規定について、審査に必要な項目、申請様式、申請方法等をより細かく規定することにより、国・地方公共団体毎に微妙に異なる取扱いを統一化する。また、究極的には、インターネットを利用したオンライン申請をすべての地方公共団体で可能となるよう環境整備を行う。	民間企業が国や地方公共団体との取引をするためには、その前提として競争入札に参加するための資格審査を各団体毎に受ける必要がある。しかし、記載項目や申請様式が団体毎に微妙に異なったり、郵送による受付が認められない団体がある等の取扱いの不統一のため、毎年その手続に膨大な労力を費やしている。様式等の統一化が実現すれば、企業・行政双方のコスト削減につながり、国民全体の利益に資するとともに、新規成長分野へのシフトなど経済活性化にもつながると考えられる。	感覚的には資格審査項目の95%程度は各団体に共通している。様式の不統一を招いている現行の取扱いは、企業活動の大きな阻害要因である。新たなルール作りにより様式等の統一化が実現すれば、記載項目が多少増えたとしても、飛躍的に負担軽減となる。やや多めの記載項目の中から各自治体が必要な情報を抽出して判断できるようにすれば、地方自治を優すことにはならないと考えられる。	地方自治法第234条、地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の11	総務省	入札参加者資格審査手続のほか、法人事業税等の税務申告においても同様の隘路(様式や記名方法等の取扱いの不統一)があるので、今回要望した規制改革が実現すれば他の行政事務への波及効果も期待される。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号		
z0400028	政府調達の透明化の推進	地方自治法施行令第167条の5、第167条の5の2、第167条の10の2第3項～第5項、第167条の11第2項～第3項、第167条の12第4項、地方自治法施行規則第12条の4、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	地方公共団体は、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績等を要件とする資格を定めることができる。指名競争入札に参加する者については、その資格を定めなければならない。 一般競争入札及び指名競争入札について、入札に参加する者に必要な資格等を定めるときはこれを公告しなければならない。総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札についても、落札者決定基準について公告しなければならない。 総合評価競争入札を行おうとするとき、総合競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、予め、それぞれの場合において必要な、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。 地方公共団体には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の定めるところにより、地方公共団体が行う入札及び契約の手続に関する他の情報(毎年度の公共工事の発注の見通し、入札者又は落札者等の情報)についても、開示する義務又は努力義務が課せられている。			入札資格基準の透明性と(成否等の)予測可能性を高めることについて 地方公共団体については、地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等により、入札に参加する者の資格に関する情報ははじめとして、入札及び契約の手続に関する情報を開示することとされており、手続の透明性は図られている。 すべての公共工事の調達に、入札および契約のための標準規格様式を含む調和されたガイドラインの段階的な導入について 入札に参加する者に必要な要件については、個々の契約の内容、地域の実情等を踏まえ、各地方公共団体において定めるべきものであるため、ガイドラインを策定することは極めて困難である。 オ手続きの透明性の向上について 地方公共団体については、地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等により、入札に参加する者の資格に関する情報ははじめとして、入札及び契約の手続に関する情報を開示することとされており、手続の透明性は図られている。 カ審査の専門化と審査官の独立性の確保について 総合評価競争入札を行おうとするとき、総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、予め、それぞれの場合において必要な、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととされており、手続の透明化、評価者の専門性と独立性が図られている。				回答では、入札及び契約のための標準資格様式を含むガイドラインの策定については、入札参加要件が各地方公共団体が個々の契約内容、地域の実情等を踏まえ定めるものであることから困難とされているが、新たな統一的な様式の策定については、国内からも同様の要望が出ているようにニーズの高い事項であり、このようなガイドラインの策定の可否について再度検討されたい。また、実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。			現在、各地方公共団体においては行政運営を行うために請負契約、物品購入契約等、数多くの多種にわたる契約を締結しているところである。これらの個々の契約の内容、地域の実情等を踏まえてそれぞれの取組として入札参加要件を種々設定していることから、これを網羅的に類型化し、全国的に一の様式に統一することは不可能である。	5072014	欧州委員会 (EU)	11
z0400029	入札資格基準の透明性の向上、公共事業・建設事業における政府調達のための統一ガイドラインの作成	地方自治法施行令第167条の5、第167条の5の2、第167条の10の2第3項～第5項、第167条の11第2項～第3項、第167条の12第4項、地方自治法施行規則第12条の4、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	地方公共団体は、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績等を要件とする資格を定めることができる。指名競争入札に参加する者については、その資格を定めなければならない。 一般競争入札及び指名競争入札について、入札に参加する者に必要な資格等を定めるときはこれを公告しなければならない。総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札についても、落札者決定基準について公告しなければならない。 総合評価競争入札を行おうとするとき、総合競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、予め、それぞれの場合において必要な、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。 地方公共団体には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の定めるところにより、地方公共団体が行う入札及び契約の手続に関する他の情報(毎年度の公共工事の発注の見通し、入札者又は落札者等の情報)についても、開示する義務又は努力義務が課せられている。	透明性の向上： d ガイドラインの作成： c		地方公共団体については、地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等により、入札に参加する者の資格に関する情報ははじめとして、入札及び契約の手続に関する情報を開示することとされており、手続の透明性は図られている。 統一ガイドラインの作成については、入札に参加する者に必要な要件は、個々の契約の内容、地域の実情等を踏まえ、各地方公共団体において定めるべきものであることから、これに統一的な基準等を設けることは不可能であり、適切ではない。					5074010	カナダ	11			

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400028	政府調達透明化の推進	5072	5072014	欧州委員会 (EU)	11	政府調達の透明化の推進		<p>入札資格基準の透明性と(成否等の)予測可能性を高め、年一度の経営事項審査制度との調和を図ること。</p> <p>経営事項審査制度を改正し、具体的に行われる公共工事とより密接な関係を持たせた仕組みを導入すること。</p> <p>公共工事の業種区分と、一業種区分のなかでの種類別許可の基準決定に透明性と客観性を導入すること。</p> <p>すべての公共工事の調達に、入札および契約のための標準規格様式を含む調和されたガイドラインを段階的に導入すること。</p> <p>焦点を、入札資格の簡素化、(成否等の)予測可能性、外国企業入札の無差別的取扱い、に絞ること。特に、下記の提案をする。</p> <p>ア. 経営審査のなかで、煩雑な政府の認定を必要としない形で、子会社や親会社の証明された実績を含む、海外での実績を考慮することを保証する。</p> <p>イ. 可能な限り、経営事項審査(経審)、建築業許可、プロジェクトごとに要求される入札資格、を調和する。</p> <p>ウ. 異なった調達機関の間でも、経営事項審査(経審)において、調和された基準の使用を促進する。</p> <p>エ. プロジェクト施行に必要な企業の技術的能力を査定するために、より高い予測可能性をもち、かつ自動的な仕組みを導入する。</p> <p>オ. 手続きの透明性を向上させる(選考基準と重点の置き方の明示、審査の結果の公表)。</p> <p>カ. 審査の専門化と審査官の独立性を確保する。</p>		<p>日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部)</p> <p>1.2 政府調達による。</p>		総務省 国土交通省	
z0400029	入札資格基準の透明性の向上、公共事業・建設事業における政府調達のための統一ガイドラインの作成	5074	5074010	カナダ	11	入札資格基準の透明性の向上、公共事業・建設事業における政府調達のための統一ガイドラインの作成		<p>カナダは日本に、入札資格基準の透明性向上や、公共事業・建設事業における政府調達のための統一ガイドラインの作成を検討するよう強く要請致します。</p>		<p>カナダは、公共事業の入札政策における進展を高く評価しています。しかし、透明性の欠如が一因となり、日本における公共事業に参加する外国企業の数はまだ非常に少ない状況です。</p>		総務省 国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400030	公有地の信託事業の場合の公共施設建設等の制限の緩和	地方自治法第238条の5第2項 昭和61年5月30日自治行第61号自治事務次官通知	普通地方公共団体の財産は、普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)を、当該団体を受益者とし、政令で定める目的による場合に信託することができる。普通地方公共団体の公用、公共施設の建設等は、本来、普通地方公共団体の責任と負担において行われるべきものであることにかんがみ、これを主たる目的とする信託はおこなわないこととする。	c		地方公共団体が信託することができる財産は普通財産である土地に限られるものであり、公用又は公共用に供するものではないことが決定された財産であること、そもそも公有地信託は未利用等の土地を信託により民間に委ね、民間における有効利用を図ることを目的としたものであることに留意しつつ、公用又は公共施設の建設等を目的とした土地の信託については、将来的な検討課題としたい。		回答では将来的な検討課題とされているが、民間の資金とノウハウを活用した公共施設等の整備を一層推進する観点から、公用又は公共施設の建設等を目的とした土地の信託を活用については速やかに検討し実施すべき事項と考えられるため、改めて結論の時期及び措置の時期を明示されたい。 なお、御省からの回答に対し要望主体より以下のような指摘がなされており、参考にされたい。 <要望者意見> 昭和61年5月30日自治行第61号「は、公用または公共施設の建設等は本来、普通地方公共団体の負担において行われるべきであり、これを目的とする信託は行わないとしていた。しかし、PFI的手法によって民間資金を活用した公共施設の建設が定着していることに鑑みれば、「普通地方公共団体の負担において行われるべきである」という理由による規制は根拠がないと考える。	c		民間の資金とノウハウを活用した公共施設等の整備を一層推進する観点から、公用又は公共施設の建設等を目的とした土地の信託を活用については速やかに検討し実施すべき事項と考えられる」との指摘であるが、公有地の信託の対象となるのは(行政財産ではなく)普通財産である土地であることから、この指摘は当たらないものと考えている。いずれにせよ、本制度については、今後検討してまいりたい。	5021109	社団法人日本経済団体連合会	11
z0400031	クレジットデビットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進	地方自治法施行令第158条第1項、第158条の2第1項	普通地方公共団体の歳入のうち使用料、手数料、賃貸料及び貸付金の元利償還金については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。また、地方税については、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。	d	-	地方自治法施行令第158条、第158条の2において、一定の収入については私人にその徴収又は収納の事務を委託することが認められており、クレジット会社がその集金を地方公共団体に代行して行うことは、現行制度においても可能である。						5071102	米国	11
z0400032	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一	住民基本台帳法第12条、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第2条、住民基本台帳事務処理要領第2-3-(2)	請求者の請求の意思を明らかにさせるために、自署又は押印を求めた上で、何人に対しても、住民票の写しの交付を行っている。	c		請求者が請求者本人であり、当該請求者の意思に基づき、交付請求がなされているのかを審査する必要がある。そのため、署名又は押印を求めているところある。法人の請求の場合、代表者の署名又は押印を求めることは、法人の意思の確認方法として一般的であり、住民票の写しの請求においてのみ、異なる扱いをなすべき理由はないため。また、請求者の意思確認の方法は、全国的、汎用的な方法であり、特区において対応することに適さないため。						5085024	オリックス株式会社	11
z0400032	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一	住民基本台帳法第12条、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第2条、住民基本台帳事務処理要領第2-3-(2)	請求者の請求の意思を明らかにさせるために、自署又は押印を求めた上で、何人に対しても、住民票の写しの交付を行っている。	c		請求者が請求者本人であり、当該請求者の意思に基づき、交付請求がなされているのかを審査する必要がある。そのため、署名又は押印を求めているところある。法人の請求の場合、代表者の署名又は押印を求めることは、法人の意思の確認方法として一般的であり、住民票の写しの請求においてのみ、異なる扱いをなすべき理由はないため。また、請求者の意思確認の方法は、全国的、汎用的な方法であり、特区において対応することに適さないため。						5086024	社団法人リース事業協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400030	公有地の信託事業の場合の公共用施設の建設等の制限の緩和	5021	5021109	社団法人日本経済団体連合会	11	公有地の信託事業の場合の公共用施設の建設等の制限の緩和【新規】		公有地信託事業でも公用・公共用施設を主とする施設が建設可能になるよう規制緩和すべきである。		<p>公用・公共用施設の建設を主たる目的とする信託ができないため、床面積で公用・公共用地が過半の建物は公共用地信託事業では出来ない。現在PF方式により類似の事業がすすめられていることからすれば、公有地信託事業でも公用・公共用施設を主とする施設が建設可能になるよう規制緩和が必要である。公共施設建設への民間資金導入の方式の選択肢が増えることで、公共地有効活用件数が増加し、景気停滞を克服する一つの契機ができると考える。</p> <p>2000年以降PF事業は年毎に増加してきており、この傾向は自治体を中心とする公共側のニーズとしてはそのまま継続する可能性が予測されるが、この際これを実現する手法の選択肢を増やしておくことが必要といえる。</p>	地方自治法第96条第1項第7号、同第238条の5第2項昭和61年5月30日自治行第61号自治事務次官通知	総務省	地方公共団体は、公有地に信託設定することができる(地方自治法238条5項2号)。しかし、この際、公共用施設の建設は地方公共団体の責任と負担において行なわれるべきとし、公共用施設の建設を主たる目的とする信託は行えない(昭和61年5月30日自治行第61号)。
z0400031	クレジットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進	5071	5071102	米国	11	クレジットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進		<p>ビジネスによるクレジットカードの利用と、政府サービスへの支払いに対するカード利用を促進。</p> <p>日本のATMネットワークが国際PINセキュリティおよびネットワーク暗号化標準に強制的に準拠するようにする。</p> <p>日本クレジットカード協会(JCCA)が有するクレジットカード取引ターミナルの標準化と管理の役割を排除し、クレジット認証ターミナルシステム(CAT共同利用システム)より、国際的に受け入れられているシステムの利用を促進させる。</p> <p>クレジットカード不正利用に関する法規制を厳しく施行する。</p>		世界的に見て、クレジットカードおよびATMカードの利用は急速に増加している。これらのカード利用は、消費者の利便性向上につながり、小売部門に益をもたらしている。北米および欧州では、全店舗の90%がクレジットカードを取り扱い、同地域では、全購入の34%がこれらのカードでなされる。日本での店舗の取扱いは、たったの45%であり、これらカードでの購入は8%にとどまっている。昔からの店舗やATMにおいてカードの受け入れがよくないことは、日本への海外からの訪問者からよく聞かれる不満である。		金融庁 総務省 財務省 経済産業省 警察庁	
z0400032	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一	5085	5085024	オリックス株式会社	11	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一		法人が債務者などの住民票の写しの交付請求をする際には、法人の押印が必ずしも必要ではないはずであり、その運用を全国で統一することを要望する。		法人が債務者などの住民票の写しの交付請求をする際に、地域によっては法人の押印を必須としているところがある。住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令では請求につき明らかにしなければならない事項として請求者の氏名及び住所を規定しているが押印は義務付けていない。必ずしも押印を義務付ける必要はないと考える。	住民基本台帳法第12条第2項及び第3項 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第2条	総務省	
z0400032	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一	5086	5086024	社団法人リース事業協会	11	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一		法人が債務者などの住民票の写しの交付請求をする際には、法人の押印が必ずしも必要ではないはずであり、その運用を全国で統一することを要望する。		法人が債務者などの住民票の写しの交付請求をする際に、地域によっては法人の押印を必須としているところがある。住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令では請求につき明らかにしなければならない事項として請求者の氏名及び住所を規定しているが押印は義務付けていない。必ずしも押印を義務付ける必要はないと考える。	住民基本台帳法第12条第2項及び第3項 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第2条	総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400033	住民基本台帳法で定められている住民基本台帳カードの交付要件の緩和	住民基本台帳法第30条の4第1項、第2項、第3項及び第8項	住民基本台帳に記録されている者の内、住民基本台帳カードの交付を求めている者に対して、交付している。	d		住民基本台帳カードを有権者に無料で配布することは現行制度においても、可能。		回答では住民基本台帳カードを無料で配布できることから現行制度で対応可能としているが、要望内容は選挙入場券として活用するため、住民からの申請がなくとも配布することを求めているものであり、投票事務処理の省力化とともに住民基本台帳カードの普及に貢献しうることから、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえ、新たな対応策が必要である場合は実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	d		提案主体の考えは、申請を受けて住基カードを配布することを前提に、配布する住基カードに選挙入場券としての活用するためのアプリケーションをインストールすることである。このようなカードの活用は、市町村の条例で定めることにより可能であるため、現行制度下でも対応は可能。	5144001	静岡県掛川市	11
z0400034	地方公務員の給与の支払い通貨(円貨)に係る規制の見直し	地方公務員法第25条第2項	職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。	c	-	給与は、地方公共団体の職員が、責任をもって職務を遂行することの対価として支払われるものである。 給与を通貨で支払うことについては、これら役務の対価として給与を支給する際に、使用者側において賃金を搾取するなどの不正を防止することを目的として規定しているものであり、一定期日ごとに支払われるべきものである。 これら、給与が不払いに陥ったり支払いが滞ることは、職員の生活、ひいては公務の遂行に支障がでる恐れがあり、強制的に通貨以外の公債等で支給したりすることはできない。		現行制度の範囲内で、例えば通貨(円貨)で給与全額をいったん支払ってから、理解のある一部の職員に公債を買い取ってもらうことは法的に支障はないか。 上記において、一部の職員ではなく全職員の理解のもとに行えば強制とは言えず、現行制度の範囲内で本要望の主旨を満たすことができる。つまり、本要望は全国規模での対応が不可能だけでなく、構造改革特区においても対応できない(対応する必要もない)と理解してよい。	C	について 地方公務員法第25条第2項においては、職員の給与の支払が個々に適正に行われているのであれば、給与が支払われた後に職員の自らの意志によって公債等購入することまでを妨げているものではない。よって、一部の職員に公債を買い取ってもらうことについては地方公務員法上において支障はないものと考えられる。 について 本人の自由意志で公債等の購入をするのであれば、再検討要請のとおり理解されるものと考えられる。	5110001	今野 一	11	
z0400035	地方債活用によるESCO事業の普及促進	地方財政法第5条、第5条の3、第33条の7	地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、公共施設の建設事業等の財源とする場合には、地方債をもってその財源とすることができる。 地方公共団体は、地方債を起す場合は、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。(平成17年度までの間は、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。)	f	-	現行においても、耐震化等の施設の耐用年数を延ばすような大規模な改修事業や施設の機能に新しい機能を付加するような改修事業については、地方債の対象としているところ。 地方債は、将来の義務的な財政負担となるものであることから、歳入の財源を安易に地方債に求めるとい財政運営は、適当ではない。したがって、施設内の照明施設の取り替え、空調施設等各種設備の単純な更新など、経常的な維持補修の範囲に含まれる事業については、地方債以外の収入をもって賄うことが原則。 また、今回の要望の内容は、財源確保の手段である地方債について、制限を緩和するという単に財政措置を求めるもの。		(要請案) 回答では地方債の制限緩和という観点から従来型の財政措置とされているが、要望内容はESCO事業が単なる経常的な維持補修ではなく、ESCO事業による空調等の設備変更は施設と一体のものであるから建設事業等として扱うべきであり、経費削減の効果もあるとの観点から実現を求めているものであり、この点について具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	f	電気、給排水、暖房設備工事等について、基幹設備の新増設、更新に係る工事及びこれに付帯する回線の大規模な増設工事等については、地方債の対象としているところ。 (空調工事についても、庁舎全体に配管を行う等、大規模なものを対象とすることができるもの)	5125001	埼玉県所沢市	11	
z0400036	市に対する宝くじ発売権限の付与	当せん金付証券法第4条	都道府県及び政令指定都市等は、公共事業等の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。	f	-	宝くじは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的業務に活用することを目的とするものであり、できるだけ広く一般住民に均てん化できるよう、原則として広域的な行政主体である都道府県と政令指定都市にのみその発売権限を認めたいもの。 宝くじの発売は、昭和20年代には都道府県等が単独で行っていたが、単独では小規模な発売額から、収益が上がらない弊害等を生じ、これを打開するため、現在は都道府県・政令指定都市が広域的に組織する協議会を設置して発売することが定着した。市町村が宝くじを発売することについては、上記の宝くじ発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村振興宝くじ(せまーじゃんボ、オータムジャンボ)を発売することとし、その収益を全額市町村に配分し、その収益の活用方法等についても、各県単位で市町村が自ら決定しているところ。したがって、既に市町村が宝くじを発売するのと同様の結果が得られているもの。 この問題は、限られた宝くじの市場の中で都道府県と市町村間との財源配分をどのように行うかという問題に帰着するものであり、現行の仕組みによって合理的な配分がなされているもの。		回答では宝くじの市場の財源配分との観点から従来型の財政措置とされているが、要望内容は宝くじ市場の拡大を促しうる独自のアイデアによる宝くじを念頭に置き、宝くじ発売を求めらるものであることから、市の有効な財源ともなるとの観点を踏まえ、改めて検討されたい。 上記を踏まえ、新たな対応策が必要である場合は実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	f	現行の市町村振興宝くじは、市町村が宝くじを発売するのと同様の結果を最も効率的な形で実現しているもの。 市町村振興宝くじが、市町村にとって貴重な財源であることを踏まえ、全国自治宝くじ事務協議会は、平成16年度のオータムジャンボ宝くじについて、宝くじの消化状況等を勘案して、330億円の発売を計画しており、平成15年度より30億円増額(10%増)しているところであり、一層の普及宣伝等につとめ、市町村振興宝くじの発売額の増加を図り、市町村が活用できる収益金の増加が図られるよう努力しているところ。	5121002	埼玉県戸田市	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400033	住民基本台帳法で定められている住民基本台帳カードの交付要件の緩和	5144	5144001	静岡県掛川市	11	住民基本台帳法で定められている住民基本台帳カードの交付について緩和を求める。		住民基本台帳法第30条の44で、住民基本台帳カードは、申請者に交付することになっているが、有権者には申請が無くとも無料で配布できるものとする。	住民基本台帳カードを有権者に無料で配り、選挙の入場券として活用する。各投票所に住基カードリーダーを設置し、パソコンで本人確認(名簿対照兼受付)ができるシステムを構築すれば、投票事務処理の省力化及び選挙経費の削減につながる。	選挙事務は各投票区に数多くの職員を配置する必要があるので、できるだけ選挙投票事務を省力化して少ない職員で安全に事務を行うことができるシステムを構築することが、選挙経費の大幅な削減や住民基本台帳カードの普及につながる。と考える。	住民基本台帳法第30条の44	総務省	検討の結果、事前にモデル地区等を設定し、調査を行うようであれば、率先して掛川市が手を挙げさせていただきます。
z0400034	地方公務員の給与の支払い通貨(円貨)に係る規制の見直し	5110	5110001	今野 一	11	地方公務員の給与の支払いを通貨(円貨)以外でも可能にする。		地方公務員のいわゆる給与支払い三原則である「通貨払い」「直接払い」「全額払い」に例外規定を設け、給与の一部の支払いを通貨(円貨)以外でも可能にする。	通貨(円貨)以外での支払いとは、例えば地域通貨として使用される減価公債を給与の一部に充当することが想定される。全国の自治体財政が逼迫する中、地域通貨の手法を取り入れた減価公債の発行は、自立的な財政運営画のための有効な手段の一つと考えられる。さらに、地域内での流通速度が速いこの「通貨」は、地域経済の活性化にも役立つ。	減価公債については、まだ一部の自治体で研究が始まったばかりだが、導入するに当たっては、職員の給与や請負代金などの半強制的なものに充当する必要がある。給与の一部に充当する場合、現行制度でも、通貨(円貨)で給与をいったん支払ってから、一部の職員に減価公債を買い取ってもらうことも考えられるが、強制力がなくなる。	名称 地方公務員法第25条第2項 該当条項: 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。」	総務省	(参考HP) 青木講演録 / 自治体が破産するってホント? 減価公債の検索エンジン
z0400035	地方債活用によるESCO事業の普及促進	5125	5125001	埼玉県所沢市	11	地方債活用によるESCO事業の普及促進		ESCO事業(ギャランティードセービング方式)の実施にあたって、地方債許可協議を不要とし、かつ充当率を100%とする。	市庁舎等についてESCO事業の実施により、地球温暖化防止及びエネルギーの安定供給に寄与するとともに、光熱水費の経費削減を図りつつ施設設備の改修を行う。	地方債第5条の建設地方債の原則からすると、庁舎設備の維持・更新の性格が強い工事は起債対象とはされにくい。しかし、ESCO事業において、施設の維持・更新と新たな設備投資とは明確な区別は困難であり、その効果が将来にわたるESCO事業の性格から工事内容の如何を問わず将来にわたって負担を求めることが合理的である。したがって、起債活用により初期投資を抑制することでESCO事業を実施しやすくする必要がある。	地方財政法第5条 第33条の7 地方債許可方針	総務省	
z0400036	市に対する宝くじ発売権限の付与	5121	5121002	埼玉県戸田市	11	市に対する宝くじ発売権限の付与		現在、都道府県、指定都市及び総務大臣が指定する特定の市だけに認められている当せん金付証券(宝くじ)を、市にも適用する。	都道府県と同様とする。	独自の宝くじを販売し、財源の確保を図る。宝くじを発売することにより、地域経済の活性化につなげ、全国的に厳しい経済状況を少しでも緩和する。	当せん金付証券法第4条第1項	総務省	なし

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400037	森林バイオマスエネルギー供給に係る地方債の特例の容認	(地方債の制限) 地方財政法第5条第2号及び第5号 地方財政法施行令第1条 (通知) ・地方公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体出資に係る法人に対する出資債の取扱い等について(平成30年1月18日付け自治地第2号・自治企一第3号) ・平成15年度の地方債許可方針の運用について(平成15年4月19日付け総財地第133号)	法令上、地方公共団体が地方債を財源として第三セクターに財政支援する場合は、地方財政法第5条第2号に基づき、出資または貸付を行う。地方財政法第5条第5項に基づき、同法施行令第1条に規定される地方公共団体等が出資している法人に対して負担又は補助する場合に限られる。 一方、出資債の取扱い等通知により、地方公営企業に準ずる事業を行う第三セクターに係る出資債は、公営企業債として取扱い、地方公営企業に準ずる事業以外の事業を行う第三セクターに係る出資債は一般単独事業債として取り扱うこととされている。 また、許可方針の運用通知においては、公営企業債の対象となる発電事業を、水力発電、廃棄物発電、ごみ固形燃料発電、風力発電の主に売電施設に限定しているところであり、森林バイオマス発電は起債の対象としていない。	b	地方公共団体が第三セクター方式を選択する場合は、第三セクターに関する指針の改定について(総財経第398号)の趣旨を十分留意の上、安易に第三セクターを選択することがないように慎重に判断する必要がある。 そのような前提の上、当該森林バイオマス発電を行う第三セクターへの財政支援事業に係る地方債措置については、まず、地方公共団体が行う住民全体の恒久的な福祉の維持向上に寄与する緊急な事業で、事業効果が大きく地方債を活用することが適当と認められる事業であるかなどの検討を行う必要がある。 また、地方公営企業に準ずる事業を行う第三セクターについては、併せて、採算性を有する必要がある。 森林バイオマス発電は、新たな発電方式のため技術的には発展途上にあり、政府においても技術開発やフィールドテストなどの様々な取り組みを行っているところであり、採算性の見極めには、これらの取り組みの推移を見守る必要がある。		- 回答では事業の採算性の見極めに時間がかかることから慎重な対応が必要とのことだが、 要望内容は森林バイオマス発電を起債対象とする条件及びその早期実現を求めものである。 この点について早急に検討し措置されたい。また、併せて、具体的な手順や要件など対応策を改めて示されたい。	b	地方公共団体が第三セクター方式を選択する場合は、第三セクターに関する指針の改定について(総財経第398号)の趣旨を十分留意の上、安易に第三セクターを選択することがないように慎重に判断する必要がある。 そのような前提の上、当該森林バイオマス発電を行う第三セクターへの財政支援事業に係る地方債措置については、まず、地方公共団体が行う住民全体の恒久的な福祉の維持向上に寄与する緊急な事業で、事業効果が大きく地方債を活用することが適当と認められる事業であるかなどの検討を行う必要がある。 また、地方公営企業に準ずる事業を行う第三セクターについては、併せて、採算性を有する必要がある。 森林バイオマス発電は、新たな発電方式のため技術的には発展途上にあり、政府においても技術開発やフィールドテストなどの様々な取り組みを行っているところであり、採算性の見極めには、これらの取り組みの推移を見守ることが必要であると考えている。 なお、上記の各点をクリアする具体的計画を有する団体においては、都道府県を通じて御相談頂きたい。	5020001	岩手県金ヶ崎町	11		
z0400037	(上記の続き) 森林バイオマスエネルギー供給に係る地方債の特例の容認											5020001	岩手県金ヶ崎町	12
z0400038	懲戒減給処分の公平化(企業職員、単純労働職員)	地方公営企業法第39条第1項 地方公務員法第58条第3項	企業職員については、地方公営企業法第39条第1項により地方公務員法第58条第3項が適用除外となっている。	c	地方公営企業は、地方公共団体の行政の一環として行われるものであるが、その経営に当たっては、公共性の確保とともに企業の経済性の発揮が強く要請されるものである。企業の経済性の発揮のためには、企業経営に対する政治的介入を排除して企業に自主独立性を付与し、かつ、企業が機動的に活動できる態勢をとることが必要であることから、地方公営企業の経営組織については一般行政組織から切り離しているものである。 また、企業職員は、独立採算原則の下に経営される企業に従事する職員であり、一般の行政事務に従事するものではなくむしろ、その従事している業務は民間企業における類似の業務と共通する性格を有していることから、労働関係については地方公務員法を全面的に適用することは適当でないものである。 したがって、一般行政職員と企業職員の取扱いに差があることは制度上許容されるところであり、全国及び特区において要望への対応は不可能である。		- 回答では制度上許容されていることを根拠として対応が困難としているが、 要望内容では公平な人事管理体制のために同一事由が発生した場合の懲戒処分について同一の量定・効果の処分が実現されるよう求めるものであることから、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえ、新たな対応策が必要である場合は実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	一般行政職員の懲戒については、地方公務員法において、国家公務員における取扱いと同様、行政権限の行使その他の行政事務に従事するものであることから、労働基準法の適用除外し、より厳格な懲戒処分を課すことが可能とされている。 一方、上下水道や病院事業等に従事する企業職員については、その従事している業務が独立採算原則の下経営されており、民間企業における類似の業務と共通する性格を有していることから、労働基準法の適用関係について、より民間企業の労働者に近いものにする必要がある。したがって、懲戒処分の制限についても、企業職員は一般行政職員との均衡ではなく民間企業の労働者との均衡に配慮すべきものである。 よって、従事する職務の性格の異なる企業職員を一般行政職員と同一の量定及び効果とする必要性は認められず、全国及び特区における要望への対応は不可能である。	5136001	青森県弘前市	11		

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400037	森林バイオマスエネルギー供給に係る地方債の特例の容認	5020	5020001	岩手県金ヶ崎町	11	森林バイオマスエネルギー供給に係る地方債の特例		第三セクターが森林バイオマスエネルギー源とした特定電気事業を行う場合に限り 当該事業を地方公営企業に準ずる事業と位置づけ、 第三セクターが建設する当該事業に係る施設建設費の負担に対して、第三セクター構成市町村が地方債をもって財源とすること その際の第三セクター要件を撤廃すること	第三セクターが森林バイオマス等ガス化プラントを建設し、そのガスを燃料として供給し、若しくは発電施設の併設によって電力として特定需要者に供給しようとするものであります。 特定事業者とは当面、市町村が有する公共施設や市町村等が造成販売した工業団地内企業等を想定するものである。 多くの市町村にとって公共施設の電気、暖房に係る経費の捻出並びに公有林の有効活用について課題となっているものと思われま。こうした実情を踏まえ、その課題解決の選択肢の一つとして森林バイオマスを活用した新エネルギーの導入を促進し、将来的には技術革新による低コストな電気の使用を目標とするものであります。	バイオマス・ニッポン総合戦略(平成14年12月27日閣議決定)に掲げる「バイオマス・ニッポン」実現に向けた具体的目標を踏まえ、地方公共団体が先導的役割を担うため、地方公共団体が構成員となって取り組む場合、その財源として地方債をあてることのできるようになるものであります。 地方公共団体が公営企業として電気事業に取り組むことは可能ですが、単なる電気事業ではなく昨今の地球温暖化防止の役割を、新エネルギー導入と組み合わせることで、事業化することに意義があるものであり、先駆的な当該事業を公営企業に準ずる事業として位置付けを必要とするものであります。	(地方債の制限) 地方財政法第5条第5号 地方財政法施行令第1条	総務省	電気事業法第17条第2項第1号の特定供給における「密接な関係」の定義の廃止 【添付資料】 「提案の趣旨書」 「(仮称)森林バイオ活用エネルギー特別区構想」の実現に向けた全国規模の規制特例の提案書
z0400037	(上記の続き) 森林バイオマスエネルギー供給に係る地方債の特例の容認	5020	5020001	岩手県金ヶ崎町	12	(上記の続き) 森林バイオマスエネルギー供給に係る地方債の特例		(上記の続き) 森林バイオマスの活用による電力発電の分野は新しく現在、その技術的な研究、実証実験が繰り返されているところでありま。がしかし、課題となっているのが、発電に必要なエネルギー源の確保(低コストによる供給確保)であり、設備の低コスト化であります。 森林バイオマスのガス化事業は、単に電力供給のみでなく水素生産も可能であることから、水素エネルギー社会の構築の礎となる可能性も大であります。森林資源は循環型社会の構築に適合し、森林国の日本の地域特性に応じた特区構想も全国的に普及するものと思われま。	(上記の続き) 事業化には森林資源の収集・運搬・育成、ガス化発電の技術、事業運営のそれぞれのノウハウが結びつくことが現実的でありそのため第三セクターでの取り組みを想定しているものであります。 第三セクターの設立は当該事業が電気供給のみならず水素生産への事業展開が見込めることから、株式会社形態を想定しているものであります。地方債を財源とする場合の第三セクター要件の撤廃により、財政難に苦しむ自治体においても取り組みやすくしようとするところであります。		総務省		
z0400038	懲戒減給処分の公平化(企業職員、単純労務職員)	5136	5136001	青森県弘前市	11	懲戒減給処分の公平化(企業職員、単純労務職員)		地方公営企業法第39条第1項と地方公営企業労働関係法附則第5項による地方公務員法第58条第3項の適用除外を緩和することで、企業職員と単純労務職員についても、地方公務員法第58条第3項を適用し、一般行政職員と同様に労働基準法第91条の減給処分についての制限を受けず、公平な取扱い(懲戒処分)が可能としてほしい。	職員が懲戒処分を受ける場合、同一事由による処分であれば、同程度の量定効果の処分であることが平等取扱の原則にかかわらず、企業職員、単純労務職員といふ区分にかかわらず、同一事由が発生した場合の懲戒処分について、処分の量定効果が不均衡が生じないよう同一の量定効果の懲戒処分が可能となる公平な人事管理体制を確立する。	企業職員と単純労務職員については、地方公営企業法第39条第1項と地方公営企業労働関係法附則第5項により地方公務員法第58条第3項が適用除外となる結果、労働基準法第91条(制裁規定の制限)の規定が適用となり、減給処分を行う場合に、平均賃金の1日分の半額までしか減給できず、同一事由による懲戒処分であっても、その量定及び効果について一般行政職員等より有利な扱いとなるため、不均衡を生じ、公平な人事管理が困難な状況である。(労働基準法第91条の規定が適用されるかどうかについて明確にされておらず、当分の間適用があるものとして処置するのが適当とされている。)	地方公営企業法第39条第1項、地方公営企業労働関係法附則第5項、地方公務員法第58条第3項、労働基準法第91条	総務省	関係通知文...昭和42年5月1日自治公発第19号 不公平となる例

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400039	固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化	地方税法第362条、第364条、第383条	固定資産税納付書の様式は、法令に特段の定めがなく様式は各市町村の定めるところによっている。 また、固定資産税の納税義務者は、交付された納税通知書、課税明細書に基づき、各事業所等が所在する市町村が定めた納付書により納付しなければならない。 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年、償却資産課税台帳の登録および当該償却資産の価格の決定に必要な事項を所在地の市町村長に申告しなければならない。	前段 c 後段 b	-	固定資産税納付書の様式については、各市町村と金融機関等における収納処理システムが構築され、その運用が定着している。現時点において各市町村の様式を変更させ、様式を統一することとした場合には、当該既存のシステム変更が余儀なくされ、各市町村に多大な経費の負担をかける。一方、納付書は、口座振替納税を行う場合や、今後普及が見込まれる電子納税の場合には、そもそも使用されない様式であるとともに、申告書のように納税者が作成する様式ではないことから、全市町村に多額のコスト負担を強いてまで様式を統一することは、コストと効用の比較考量の観点から問題が残る。市町村への意識調査でも、こうした理由から反対の意見が多く寄せられている。以上のことから、納付書の様式そのものを統一することは困難であるが、できる限り納税者の事務が円滑に進むよう、要望主体の意見を踏まえつつ、今後とも納税環境の整備に努めてまいりたい。 納税通知書の交付及び納付手続の電子化については、今年度の地方税電子納税プロジェクトの中で研究開発を実施し、その成果を踏まえて平成15年度中に地方公共団体へモデルシステム仕様書を提示する予定である。また、納税通知書の電子的交付については、先般決定された構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針にて、平成15年度中に地方税の納税通知書の交付の電子化を可能とするとしてことを受けて、今年度中に法令上必要な措置を行うこととしている。		前段の「納付書の様式の統一化」について、回答では、全市町村に多額のコスト負担を強いてまで様式を統一することは、コストと効用の比較考量の観点から問題が残るとあるが、現在、様式の不統一に起因するコストは納税者が負担している。 この点を踏まえ、 ①当面納税手続の電子化を行う予定のない市町村が納付書の様式の統一化を行う場合、どれくらいのコストがかかるのか示されたい。 ②仮に現時点で、当該データがない場合は、平成16年度までに当該コストについて調査できないか、改めて検討されたい。	b	-	(1)市町村への意識調査でもシステム変更に係る経費を理由とする反対が多かったが、具体的なコスト数値については現時点では把握していない。 (2)納付書の様式の統一化に係るコストであるが、市町村によって現状のシステム等状態に差異も大きく、どのような前提条件のもとで調査するか等問題もあるが、検討することとしたい。 ただ、様式の統一という要望については、意識調査でも実施に否定的な意見が多く、新たな調査を市町村に協力頂くには、納税者である企業等のコストについても示していく必要があると考える。	5021164	社団法人日本経済団体連合会	11
z0400039	(上記の続き) 固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化					(上記の続き) 今後はモデルシステム仕様書に基づいて各地方団体に納税通知書の交付及び納付手続の電子化が図られるものと考えている。 償却資産の申告を含めた地方税の申告手続の電子化については、平成13年度から14年度にかけて、インターネットを活用した地方税申告に関する研究開発を行い、平成14年12月に、システムを構築する際の「地方税電子申告システムモデルシステム仕様書」を地方団体に提示したところである。 今後はモデルシステム仕様書に基づいて各地方団体において地方税の申告手続等の電子化が図られるものと考えているが、システム構築に多額の費用がかかるなど、個別の地方団体による対応には困難な面があることから、地方公共団体の相互協力により地方税電子化の円滑な導入を推進し、安定的に運営することを目的として、「地方税電子化協議会」が平成15年8月に設立されたところであり、総務省としてもこれを支援して、地方税電子申告システムの導入を促進していく所存である。						5021164	社団法人日本経済団体連合会	12
z0400040	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)ならびに諸料金(入港料等)の適正化	地方税法第349条の3 第5項、第6項 同附則第15条第37項、38項	船舶に係る固定資産税は、当該船舶の停泊の状況等一定の条件によって、各港湾の所在する市町村に配分(さらに、港湾が2以上の市町村に渡る場合は、停泊の状況や港湾費の額等で配分)され、配分を受けた市町村が課税徴収している。 なお、既に、各種船舶について固定資産税の課税標準の特例措置が設けられている。	f	-	f 単に税の減免等の従来型の財政措置をもとめるものである。						5035001	社団法人日本船主協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400039	固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化	5021	5021164	社団法人日本経済団体連合会	11	固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化		固定資産税の納付書の様式を全国的に統一する。また、固定資産税の納税通知書、課税明細書の交付および納付手続を電子化すべきである。償却資産の申告を電子化すべきである。		固定資産税は、地方公共団体によって納付書の様式が異なっている場合がある。そのため、全国展開している企業や納付を受け付ける金融機関にとって、事務が煩雑になるとともに、業務の情報化の阻害要因となっている。様式の統一によって、企業、行政双方において、納税事務が簡略化・効率化され、コスト削減と生産性の向上につながることを期待される。電子化に先駆けて、書類様式の統一を早急に行うべきである。これに関連して、全国市長会も、平成15年3月25日付の「電子自治体推進に関する提言」において、事務事業や手続、業務組織から帳票類に至るまでの徹底的な標準化が必須」とした上で、標準化の作業等に当たって、国の積極的な支援を求めている。	地方税法第362条、第364条、第383条	総務省	固定資産税の納税義務者は、交付された納税通知書、課税明細書に基づき、各事業所等が所在する市町村が定めた納付書により、税金を納付しなければならない。固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年、償却資産課税台帳の登録および当該償却資産の価格の決定に必要な事項を所在地の市町村長に申告しなければならない。
z0400039	(上記の続き) 固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化	5021	5021164	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化				(上記の続き) なお、「全国規模での規制改革要望」に対する各省庁からの再回答について、『平成15年8月11日総合規制改革会議』によれば、「様式統一については、その必要性及び可否について十分に調査・研究する必要がある。様式統一の実施をどうかはその調査等の結果を待って判断すること」とされているが、速やかに検討に着手し、早期に実現することを期待する。また、規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について、『平成15年9月19日』によれば、電子納税に関するモデルシステム仕様書を平成15年度中に提示することにより、地方税納付手続の電子化を促進するとされている。納付様式を統一するとともに、固定資産の申告、納税通知書等の交付および納付という一連の手続を電子化することにより、企業、行政双方におけるコスト削減と生産性の向上が期待されるとともに、企業においては固定資産管理の効率化にも資することになる。		総務省	
z0400040	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)ならびに諸料金(入港料等)の適正化	5035	5035001	社団法人日本船主協会	11	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)ならびに諸料金(入港料等)の適正化		港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)並びに諸料金(入港料等)の徴収の考え方を明確にした上で、諸外国のそれらと比べて適正化を図ること。		船舶の入港に際して、わが国港湾においては、とん税、特別とん税、船舶固定資産税の港湾関係諸税ならびに入港料等の港湾関係諸料金などが賦課されている。わが国の港湾の効率的運営を実現し、かつ国際競争力を回復するためには、これら港湾関係諸税ならびに諸料金の徴収の考え方を明確にし、かつ諸外国と比較した上で適正化を図るべきである。	とん税法第1条、特別とん税法第1条、地方税法、港湾法第44条2項等	財務省 総務省 国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400041	外形標準課税の廃止	地方税法第72条の2第1項・第2項	平成16年4月1日以降に開始する事業年度より、資本金1億円超の法人に対して、付加価値割及び資本等の金額による外形標準課税を法人事業税に導入する。	f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはならない。						5072004	欧州委員会 (EU)	11
z0400042	還付加算金・延滞金の乗率を条例で定める	地方税法第17条の4及び附則第3条の2 地方税法第321条の2第2項、同条第12第2項 他	還付加算金は、各年の特例基準割合 (各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。)が7.3%に満たない場合は、特例基準割合が還付加算金の率となる。	c	-	税の滞納等の際に課される延滞金は、期限内に納付した納税者との間の負担の公平の確保、滞納防止等の観点から設けられたものであり、制度の安定性や明確性について十分な配慮が必要である。したがって、その乗率は長期的かつ広範な視点から全国一律に設定されるべき性格のものである。また、還付加算金は、地方団体の徴収金に関する不当利得の返還に伴う民法上の法定利息の特例であり、地方団体の徴収金の納付遅延に延滞金が課されること等を勘案したものであるため、延滞金の取扱いと同様に、その乗率は長期的かつ広範な視点から全国一律に設定されるべき性格のものである。そのため、仮に要望を認めたとすると、全国で還付加算金・延滞金の乗率が異なることとなり、国民全体の納税者間の平等の観点から適当ではない。		回答では国民全体の平等の観点から困難としているが、 要望内容では国税ではなく、地方税に関する還付加算金、延滞金の乗率を独自に決定することを求めるものであることから、地方の独自性の観点から改めて検討された。 上記を踏まえ、新たな対応策が必要である場合は実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	延滞金及び還付加算金は、国税・地方税ともに設けられている普遍的な制度であること 複数の地方団体の地方税を納税する納税者も多く、仮に要望を認めたとすると、国税や他の地方税との関係において、例えば延滞金の率の高い地域の税を優先的に納付し、低い地域の税は延滞するなど、納税者が恣意的に納税先を選ぶ可能性もあり、他地域の税収にも影響を及ぼす恐れがあること 税負担には公平性が強く求められること等から、この制度で地方の独自性を発揮することは、制度の複雑化や他地域への影響、納税者間の不公平等の問題が大きいため、全国一律に率を設定し、国民全体の納税者間の平等を確保する必要がある。	5147002	岐阜県多治見市	11
z0400043	不正軽油対策の強化	地方税法第700条の28 等	第700条の28 (軽油引取税に係る脱税に関する罪)5年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金	a		総務省では、不正軽油の製造・販売を撲滅するため、各都道府県における不正軽油対策協議会等の設置を促進し、税務、消防、警察、環境等関係機関・部門の連携を強化するとともに、脱税に関する罪の罰則の引上げ、昭和等の承認を受ける義務等に違反して製造された軽油の譲受け等に関する罪の創設等脱税対策の強化等を内容とする平成16年度地方税制改正に向けた作業を進めるなど、引き続き軽油引取税に係る脱税対策を推進していくこととしている。						5145007	東京都	11
z0400044	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	地方税法第151条の2、第152条、第699条の11等	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	b		e- Japar重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステム構築を進めている。		各省庁からの本件回答によれば、次期通常国会への法案提出、17年度を目標にシステム稼働とされているが、16年度中に稼働させることの可否について検討され、示された。	b		自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムは、基幹システム (インターフェイスシステム)を中心に、行政機関や民間団体等の多岐に亘るシステムが接続することによって、自動車の保有関係手続を電子で行うことができることとなるシステムである。 そのため、多くの行政機関や民間団体等が既存システムの改修や新たにシステムを構築する必要があるとともに、これらシステムの安定性を損なうことな稼働するためには十分な試験期間が必要となるため、16年度中の実施は不可能であり、e- Japar重点計画において予定されているとおり、17年のシステム稼働を目指して準備しているところである。	5021207	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400041	外形標準課税の廃止	5072	5072004	欧州委員会 (EU)	11	外形標準課税の廃止		EUは、企業事業税から外形標準課税を廃止することを提案する。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善 並びに、 1.1.1.ビジネス上のコスト削減による。		総務省	
z0400042	還付加算金 延滞金の乗率を条例で定める	5147	5147002	岐阜県多治見市	11	還付加算金 延滞金の乗率を条例で定める		地方公共団体が、議会の承認を受け、条例により還付加算金 延滞金の乗率を制定することができるものとする。	地方公共団体が、長期プライムレート市中金融機関の預金利率等を勘案し、議会の承認を受け、条例により乗率を制定する。	平成12年度に法改正で利率が下げられたものの、空前の低金利時代といわれながら、4%以上が必ず保証される特例基準割合が一般常識とかけ離れており、特に還付加算金は予測不可能である支出であるがゆえに地方公共団体の財政を圧迫することとなり、その見込みに苦慮している。	地方税法第17条の4及び附則第3条の2 地方税法第321条の2第2項、同条第12第2項 他	総務省	税以外の徴収金との関係を調整する必要がある。
z0400043	不正軽油対策の強化	5145	5145007	東京都	11	不正軽油対策		不正軽油の製造等を取り締まる実効性のある対策を講じるとともに、軽油引取税の脱税や不正軽油の製造、販売及び消費に対する罰則を強化すること。 硫酸ピッチの不法投棄に対する罰則を強化すること。	不正軽油の使用に伴う大気汚染や不正軽油を製造する過程で副産物として発生する硫酸ピッチの不法投棄の問題などが顕在化している。 不正軽油の製造等の罰則を強化し、不正軽油による環境悪化を防止する必要がある。	地方税法 廃棄物処理法	総務省 環境省		
z0400044	自動車の生産 販売 流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5021	5021207	社団法人日本経済団体連合会	11	自動車の生産 販売 流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		1.自動車の生産 販売 流通に伴って必要となる行政諸手続(検査・登録～国、車庫証明 納税～地方、自賠責保険確認～国)等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年度中目途に一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、下記の事項を含め早急に検討 具体化するべきである。 ① 検査・登録等諸手続 自動車の検査・登録手続等の電子化 軽自動車の検査・届出手続等の電子化 納税証明書の添付に代わる電子化の検討 抹消 移転登録手続の電子化 ② 自動車取得税の納付手続 納付手続の電子化 ③ 自動車税 軽自動車税納付及び還付手続 納付及び還付手続の電子化 電子化に向けた納付及び還付手続の合理化 納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)が多大な事務負担を強いられている。これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があるが、電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることにより、電子化による混乱等が生じないように配慮することが重要である。	道路運送車両法、自動車登録令、関係省令 自動車の保管場所の確保等に関する法律、関係省令 自動車重量税法、関係省令 自動車損害賠償保障法、関係省令 地方税法、関係省令 地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	自動車の生産 販売 流通に伴って必要となる行政諸手続は、それぞれ所管官庁が異なり、手続申請窓口が陸運支局、警察署、都道府県税事務所、その他に分かれている。このため、申請内容は多くの項目で重複し、申請に必要な添付書類も多く、その発行機関が国・地方に跨っている。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400044	(上記の続き) 自動車の生産 販売 流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等											5021207	社団法人日本経済団体連合会	12
z0400044	自動車の生産 販売 流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	地方税法 第151条の2、第152条、第699条の11等	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に向いて手続を行う必要がある。	b		e- Japar重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステム構築を進めている。		各省庁からの本件回答によれば、次期通常国会への法案提出、17年度を目標にシステム稼働とされているが、16年度中に稼働させることの可否について検討され、示された。	b	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムは、基幹システム(インターフェイスシステム)を中心に、行政機関や民間団体等の多岐に亘るシステムが接続することによって、自動車の保有関係手続を電子的に行うことができることとなるシステムである。 そのため、多くの行政機関や民間団体等が既存システムの改修や新たにシステムを構築する必要があるとともに、これらシステムの安定性を損なうことなく稼働するためには十分な試験期間が必要となるため、16年度中の実施は不可能であり、e- Japar重点計画において予定されているとおり、17年のシステム稼働を目指して準備しているところである。	5085017	オリックス株式会社	11	
z0400044	自動車の生産 販売 流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	地方税法 第151条の2、第152条、第699条の11等	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に向いて手続を行う必要がある。	b		e- Japar重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステム構築を進めている。		各省庁からの本件回答によれば、次期通常国会への法案提出、17年度を目標にシステム稼働とされているが、16年度中に稼働させることの可否について検討され、示された。	b	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムは、基幹システム(インターフェイスシステム)を中心に、行政機関や民間団体等の多岐に亘るシステムが接続することによって、自動車の保有関係手続を電子的に行うことができることとなるシステムである。 そのため、多くの行政機関や民間団体等が既存システムの改修や新たにシステムを構築する必要があるとともに、これらシステムの安定性を損なうことなく稼働するためには十分な試験期間が必要となるため、16年度中の実施は不可能であり、e- Japar重点計画において予定されているとおり、17年のシステム稼働を目指して準備しているところである。	5086017	社団法人リース事業協会	11	
z0400045	連結決算制度の改善	地方税法第23条等	地方税(法人住民税 法人事業税)については従来どおり単体法人を納税単位とする。	f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。						5072003	欧州委員会(EU)	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400044	(上記の続き) 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5021	5021207	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		(上記の続き) ④重量税納付手続等 納付手続等の電子化 ⑤保管場所証明申請手続 申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化 電子化に向けた添付書類の簡素化等 ⑥自賠責保険付保 付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 ⑦所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示 2.なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うべきである。				国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	
z0400044	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5085	5085017	オリックス株式会社	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途に一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないように配慮する必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	<添付資料> 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続等の電子化に際しての検討事項
z0400044	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5086	5086017	社団法人リース事業協会	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途に一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないように配慮する必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	<添付資料> 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続等の電子化に際しての検討事項
z0400045	連結決算制度の改善	5072	5072003	欧州委員会(EU)	11	連結決算制度の改善		EUは、日本政府が産業界の関心事項に対応し、企業が連結決算制度を効果的に活用が可能となるよう以下の措置をとることを要請する。 連結決算を選択した企業に課されている2%の付加税を撤廃すること。この種の税は欧州には存在しない。 連結納税の対象を100%出資子会社に限定するという制約を、50%にまで引き下げる。 連結グループに入る際、会社の連結前の欠損金は通算されないこと。 連結グループ加入のためには課税対象資産の再評価を受けなければならないという要件を廃止すること。 連結納税制度を採用するためには100%子会社のすべてを連結の対象としなければならないという要件を廃止すること。 連結には地方税も含めること。法人住民税と法人事業税関連の税制は可能な限り簡素化され、それにより関連地方税申告の準備に要する行政負担が軽減されること。		日本の規制改革に関するEU優先提案(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善 並びに、 1.1.1.ビジネス上のコスト削減による。		財務省 総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400046	電気事業者及びガス事業者等に認められる「公益特権」のリース会社への適用	地方税法第349条の3 第1項、第3項	一般電気事業者の変電所及び送電施設の用に供する一定の償却資産、ガス事業者のガス事業の用に供する一定の償却資産については、固定資産税の課税標準の特例措置が設けられている。	f	-	f 単に税の減免等の従来型の財政措置をもとめるものである。						5086026	社団法人リース事業協会	11
z0400047	保安法令の重複適用の排除	消防法	消防法：火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。 石炭法：石油コンビナートの災害の防止に関する他の法律と相まって、災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、国民の生命、身体及び財産を保護する。	d	-	保安四法については、その更なる合理化・整合化を図るため、石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じているところである。また、例えば、屋外貯蔵タンクの水压試験に係る基準に関しては、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法との整合化が図られているところであるが、今後も他の法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保される場合は、整合化を図っていくこととしている。				回答では、今後も他の法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保される場合は、整合化を図っていくこととしている」とされているが、要望が、各法の適用範囲に係る指定基準」の策定を求めていることも踏まえ、今後の検討推進の在り方について、改めて見解を示されたい。 また、回答では「今後も他の法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保される場合は、整合化を図っていくこととしている」とあるが、安全性の検討、整合化の実施に關しての具体的な時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	保安四法は、各法の担保すべき目的が相互に異なるため、当然に各法が担保すべき範囲は異なり、場合によっては当該範囲が重複することも排除できない。ただし、消防法が担保すべき目的を他法令の基準によっても確保できることが確認された場合は当該他法令との整合化や諸手続の簡素合理化を図っていくなど必要な措置を既に講じていると認識している。	5021131	社団法人日本経済団体連合会	11
z0400047	(上記の続き) 保安法令の重複適用の排除											5021131	社団法人日本経済団体連合会	12
z0400047	保安法令の重複適用の排除	消防法	消防法：火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。 石炭法：石油コンビナートの災害の防止に関する他の法律と相まって、災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、国民の生命、身体及び財産を保護する。	d	-	保安四法については、その更なる合理化・整合化を図るため、石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じているところである。また、例えば、屋外貯蔵タンクの水压試験に係る基準に関しては、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法との整合化が図られているところであるが、今後も他の法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保される場合は、整合化を図っていくこととしている。				回答では、今後も他の法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保される場合は、整合化を図っていくこととしている」とされているが、要望が、関係各法の枠を超えた検討を行う整合化委員会を発足させ、石油コンビナート等に係る保安規制のより一層の合理化」を求めていることも踏まえ、今後の検討推進の在り方について、改めて見解を示されたい。 また、回答では「今後も他の法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保される場合は、整合化を図っていくこととしている」とあるが、安全性の検討、整合化の実施に關しての具体的な時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	保安四法は、各法の担保すべき目的が相互に異なるため、当然に各法が担保すべき範囲は異なり、場合によっては当該範囲が重複することも排除できない。ただし、消防法が担保すべき目的を他法令の基準によっても確保できることが確認された場合は当該他法令との整合化や諸手続の簡素合理化を図っていくなど必要な措置を既に講じていると認識している。	5077001	任意団体	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400046	電気事業者及びガス事業者等に認められる「公益特権」のリース会社への適用	5086	5086026	社団法人リース事業協会	11	電気事業者及びガス事業者等に認められる「公益特権」のリース会社への適用		電気事業者及びガス事業者には、固定資産税の課税標準特例措置、都市計画法における都道府県知事許可取得の免除等の「公益特権」が与えられているが、当該事業者がリースによって設備を導入する場合に同様の措置をリース会社に講ずること。		電気事業者及びガス事業者においてはリースの利用ニーズが高まりつつあるが、リースによる場合も、「公益特権」を活用できることが望ましい。		総務省 国土交通省	
z0400047	保安法令の重複適用の排除	5021	5021131	社団法人日本経済団体連合会	11	保安法令の重複適用の排除		装置を構成している一つの機器 設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないように、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。 少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器 設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用することとすべきである。 第一段階として、例えば改造 増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。		コンビナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はそれぞれ異なる目的と対象を有するものの、現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわないものとなっている。 例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態であるため、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)検査記録の作成・保存等において、重複して行うことになっている。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。)	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法	総務省 厚生労働省 経済産業省	石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けている。 例えば、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備」、労働安全衛生法では「圧力容器」と、異なる名称で規制している。このため、装置を構成している一つの機器 設備までが、消防法と高圧ガス保安法あるいは労働安全衛生法と複数の法令によって重複して規制を受けることとなっている。 こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者には、基準の解釈と整合性の確保、申請手続、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。
z0400047	(上記の続き) 保安法令の重複適用の排除	5021	5021131	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 保安法令の重複適用の排除				(上記の続き) 石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安四法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。 一設備または一装置について一法令の適用となれば、許認可にかかる手続が簡素化され、負担が軽減される。		総務省 厚生労働省 経済産業省	
z0400047	保安法令の重複適用の排除	5077	5077001	任意団体	11	保安規制の一元化		石油コンビナート事業所の保安確保のあり方について、つぎの観点から関係各法の枠を超えた検討を行う「整合化委員会」を発足させ、石油コンビナート等に係る保安規制のより一層の合理化を進めていただきたい。 国際整合性のもと民間規格の積極的活用を推進する。 一層の自主保安を促進し、許認可制に基づく事前審査型から実行監視型の保安規制に移行する。	石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法規ごとに各省庁に分割所管されているため、技術基準、申請・立会要件等が異なり、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は基準の解釈と整合性の確保、申請手続、官庁検査への対応などに多大の労力が必要。 現行法規の枠内での保安四法の合理化、整合化については保安四法整合化実務者検討委員会の報告に基づき、改善がなされつつある(危険物タンク定期保安検査と内部点検の周期、危険物施設の検査主体等)が、法改正などを伴う抜本的な合理化・整合化の検討はなされていない。 これに対し英米では、約30年前に法規及び行政機関の整理・統合が行われ、これによって効率的かつ合理的に規制が行われている。	コンビナート事業所の各機器は全体でひとつのシステムとして機能する。現在の保安諸法はこれを高圧ガス、危険物、圧力容器、レイアウト等に分けて規制しており、プラント全体の総合的な保安確保の目的にはそぐわない。これを事業者が自主的に法規の隙間を埋めながら管理している。 また、事業の国際化が進んでおり、事業者は柔軟な技術基準の採用が必要になっているが、規制対象が技術基準に及んでおりその制定・維持管理に官民とも多大な労力と費用を要している。 保安諸法は、それぞれ異なる目的と対象を有しているものの、コンビナート事業所に関する限り、所内の人と設備の安全及び地域の安寧の確保という目的は共通であり、石油化学産業を始めとするコンビナート事業所の保安確保の実態を踏まえて、それぞれの法規の枠を超えた一体的な規制が可能である。 即ち、法規毎に詳細な技術基準を定める代わりに、性能規定のもと民間規格の活用を図る。 基準適合を審査し許認可を与える代わりに、規定遵守状況を適宜確認する自主保安尊重型の保安規制に移行する。 国際整合性のもとに公平な国際競争を可能とする。なお、コンビナート事業所に対する日本の規制の現状は、添付のとおり英米における1970年以前の状況に類似しており、日本においても現在の社会と産業の実態に即したものはなっていない。 【効果】 効果的な保安規制とすることができ、事業者の国際競争力の強化に寄与する。	高圧ガス保安法 労働安全衛生法 消防法 石油コンビナート等災害防止法 (電気事業法)	経済産業省 総務省 厚生労働省	添付 - 1

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400048	消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入	消防法第11条の2	危険物施設に係る認定事業者制度は、石油コンビナート等特別防災区域内等の事業所のうち、市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所については、当該事業所が行う危険物施設の特定の変更工事に係る完成検査又は完成検査前検査について、当該市町村長等が当該事業所の自主検査結果を活用して、完成検査又は完成検査前検査を実施できる制度である。対象となるタンクとしては、タンク容量1,000kl未満のタンクとなっている。	c	-	近年の危険物施設に係る事故件数の増加傾向を踏まえると、重要な変更工事に関しては消防機関が現地に赴き安全のチェックを行うことが不可欠である。市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用することができるもの、屋外タンク貯蔵所に関しては対象がタンク容量1,000kl未満のタンクに限られているが、事故発生時の被害の重大性等の保安の観点から、対象の拡大は困難である。		要望内容中の ア.屋外貯蔵タンクに係る変更工事の完成検査で、保安距離又は保安空地に変更を伴うもの、及び製造プロセスの新設又は製造施設の貯蔵取扱指定数量の増加が20%以内のもの イ.屋外貯蔵タンクに係る完成前検査(溶接検査、基礎地盤検査) ウ.屋外貯蔵タンクに係る保安検査について、それぞれ認定事業者制度の対象とすることはできないのか検討され、回答されたい。 併せて、例えば、高圧ガス保安法に基づく自主検査を参考に、認定要件をより厳格にする等安全性について何らかの担保をした上で、広く変更工事について完成前検査、完成検査及び保安検査を自主検査で行い、市町村長等には届け出るのみとするといった仕組みにすることはできないのか検討され、回答されたい。	c	-	近年の危険物施設に係る事故件数は過去最悪の水準を推移しており、特に昨年は、出光北海道製油所のタンク火災をはじめ重大事故が続発したところである。これらの状況を踏まえると、重要な変更工事に関しては消防機関が現地に赴き安全のチェックを行うことが不可欠である。市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用することができるもの、屋外タンク貯蔵所に関しては対象がタンク容量1,000kl未満のタンクに限られているが、事故発生時の被害の重大性等の保安の観点から、対象の拡大は困難である。なお、ア中の貯蔵取扱数量の増加に関しては、位置、構造及び設備の変更を伴わない場合には、数量変更の届出のみで足りることとされている(法第11条の4)。	5021140	社団法人日本経済団体連合会	11
z0400048	消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入	消防法第11条の2	危険物施設に係る認定事業者制度は、石油コンビナート等特別防災区域内等の事業所のうち、市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所については、当該事業所が行う危険物施設の特定の変更工事に係る完成検査又は完成検査前検査について、当該市町村長等が当該事業所の自主検査結果を活用して、完成検査又は完成検査前検査を実施できる制度である。対象となるタンクとしては、タンク容量1,000kl未満のタンクとなっている。	c	-	近年の危険物施設に係る事故件数の増加傾向を踏まえると、重要な変更工事に関しては消防機関が現地に赴き安全のチェックを行うことが不可欠である。市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用することができるもの、屋外タンク貯蔵所に関しては対象がタンク容量1,000kl未満のタンクに限られているが、事故発生時の被害の重大性等の保安の観点から、対象の拡大は困難である。		要望内容中の ア.屋外貯蔵タンクに係る変更工事の完成検査で、保安距離又は保安空地に変更を伴うもの、及び製造プロセスの新設又は製造施設の貯蔵取扱指定数量の増加が20%以内のもの イ.屋外貯蔵タンクに係る完成前検査(溶接検査、基礎地盤検査) ウ.屋外貯蔵タンクに係る保安検査について、それぞれ認定事業者制度の対象とすることはできないのか検討され、回答されたい。 併せて、例えば、高圧ガス保安法に基づく自主検査を参考に、認定要件をより厳格にする等安全性について何らかの担保をした上で、広く変更工事について完成前検査、完成検査及び保安検査を自主検査で行い、市町村長等には届け出るのみとするといった仕組みにすることはできないのか検討され、回答されたい。	c	-	近年の危険物施設に係る事故件数は過去最悪の水準を推移しており、特に昨年は、出光北海道製油所のタンク火災をはじめ重大事故が続発したところである。これらの状況を踏まえると、重要な変更工事に関しては消防機関が現地に赴き安全のチェックを行うことが不可欠である。市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用することができるもの、屋外タンク貯蔵所に関しては対象がタンク容量1,001kl未満のタンクに限られているが、事故発生時の被害の重大性等の保安の観点から、対象の拡大は困難である。できるものとして、屋外タンク貯蔵所に関しては対象がタンク容量1,000kl未満のタンクに限られているが、事故発生時の被害の重大性等?安の観点か	5077007	任意団体	11
z0400049	消防法上の非常用電源における対象設備の見直し	消防法施行規則第12条第4号口 自家発電設備の基準(昭和48年消防庁告示第1号)	消防法施行規則第12条第4号口により自家発電設備の要件が規定されており、具体的な基準は自家発電設備の基準(昭和48年消防庁告示第1号)で示されているところ。	b		b.現在、規制改革3か年計画(再改定)において、消防法上の非常用電源における対象設備の見直しについて検討することが示されており、平成16年度末までに実施することとしている。本要望内容についても現在検討しているところである。		回答では規制改革推進3か年計画(再改定)において消防法上の非常用電源として常用防災兼用ガスタービン発電設備の取扱いについて検討することが定められているとあるが、当該計画にはそうした記載はない。貴省においては当該計画で盛り込まれた燃料電池及び新型蓄電池以外に、常用防災兼用ガスタービン発電設備も対象として検討を進められていると解してよいか、明確に示されたい。 上記について、常用防災兼用ガスタービン発電設備も検討対象に含まれている場合、平成16年度末までに実施されることの可否について明確に示されたい。	b		規制改革推進3か年計画(再改定)において消防法上の非常用電源における大賞設備の見直しについては検討することが示されており、同検討対象として関係業界からの要望も踏まえ、マイクロガスタービン発電装置についても併せて検討しているところ。 また、要望内容であるマイクロガスタービン発電設備の予備燃料の取扱いについては、現在、その可否も含めて検討しているところであり、平成16年度末までにその結論を得る予定である。	5021254	社団法人日本経済団体連合会	11
z0400049	(上記の続き) 消防法上の非常用電源における対象設備の見直し							平成16年度末までに要望内容を実施することの可否について明確に示されたい。			要望内容であるマイクロガスタービン発電設備の予備燃料の取扱いについては、現在、その可否も含めて検討しているところであり、平成16年度末までにその結論を得る予定である。	5021254	社団法人日本経済団体連合会	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400048	消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入	5021	5021140	社団法人日本経済団体連合会	11	消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入【断規】		認定の対象を、屋外貯蔵タンクについては容量制限を撤廃し、完成検査、完成検査前検査(溶接検査、基礎地盤検査)、水張検査および保安検査まで拡大すべきである。さらに、上記の認定制度に自主検査を導入すべきである。	高圧ガス保安法では、所有者、管理者等の自己責任原則の下、自主検査を認めており、整合性を図るべきである。消防法では自主検査が認められておらず、事業者が検査を完了しても市町村が交付する完成検査済書を得るまで、使用できない期間が長くなっている。	危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について、平成11年3月17日消防庁通達消防危第22号	総務省	<範囲の拡大> 消防法の認定制度では、屋外貯蔵タンクについてはその範囲が「完成検査」ならびに「完成検査前検査(水張り検査)に限定」されており、その対象も1000kl未満のタンクに制限されている。 <自主検査の導入> 完成検査の認定制度は、事業者自身が検査した結果を活用し、市町村長などが合否を判断することとされており、高圧ガス保安法の認定制度のように、自ら検査を行った事業者が判断できない。	
z0400048	消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入	5077	5077007	任意団体	11	消防法の認定制度の合理化及び適用範囲の拡大		・危険物施設に関する認定事業者制度は、変更工事に係る完成検査において、事業者が検査した結果を活用して市町村長等が合否を判断する制度となっている。認定対象範囲にタンク容量1万kl未満までの特定屋外貯蔵タンクを含める。 ・上記認定対象内であれば保安距離又は保有空地に変更を伴うものも認定制度対象に含める。 ・dを製造プロセスの新設又は製造施設の貯蔵取扱指定数量の増加が20%を超えるものに「変更する」。 a)保安距離又は保有空地に変更を伴うもの 又は製造施設の処理能力に著しい増加をもたらすもの	危険物施設に係る認定事業者制度は、石油コンビナート等特別防災区域等内の事業所のうち、市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所については、当該事業所が行う危険物施設の変更工事に係る完成検査又は完成検査前検査について、当該市町村長等が当該事業所の自主検査結果を活用して、完成検査又は完成検査前検査を実施することができる制度である。 対象となるタンクについては、タンク容量1,000kl未満のタンクとなっている。また下記項目は適用範囲外となっている。 a)保安距離又は保有空地に変更を伴うもの 又は製造施設の処理能力に著しい増加をもたらすもの	認定の範囲が狭く、求められる要件や提出資料等が多く、現状での制度の活用ではメリットがなく、認定取得事業所が極めて少ない。 【効果】 自主保安による保安管理レベルの向上、検査費用の削減	認定対象範囲： 危険物施設の変更工事に係る完成検査等について(消防庁危険物規制課長通達H11.3.17消防危第22号)	総務省	
z0400049	消防法上の非常用電源における対象設備の見直し	5021	5021254	社団法人日本経済団体連合会	11	常用防災兼用ガスタービン発電設備に係る技術指針の見直し【断規】		都市ガス専焼の常用防災兼用ガスタービン発電設備に関して、地震時に都市ガスの供給安定性が確保される場合で、設備の起動時にのみ予備燃料を使用する設備の予備燃料の保有量については、定格負荷における連続運転可能時間より短い時間の連続運転に足る量でも可能となるよう、技術指針等の中で明確にすべきである。	都市ガス専焼の常用防災兼用ガスタービン発電設備には、高い圧力でのガス供給を行うためのガス圧縮機を必要とする設備がある。非常時にこのようなガスタービン発電設備を起動するためには、ガス圧縮機が所定の圧力を確立するまでの時間(約2分以内)が必要であり、その後都市ガス導管からのガス供給が可能となる。 この際、この常用防災兼用ガスタービン発電設備が「ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会」において「都市ガスの安定供給ができる」と認定されていれば、その後は、都市ガス導管による燃料の安定供給が確保できる。	自家発電設備の基準(平成13年3月30日消防庁告示第26号) 消防設備用発電設備技術指針(消防庁予防課監修、(社)日本内燃力発電設備協会、消防用設備の電源としての自家発電設備検討委員会)	総務省	常用防災兼用発電設備(建物の消防設備に対し、常時安定して電力を供給することに加え、停電時にも非常用電源として電力を供給できる発電設備)は、燃料供給の途絶に備え、定格負荷における連続運転可能時間に消費される燃料と同じ量以上の容量の燃料を保有することが定められている。ただし、都市ガスを用いる常用防災兼用発電設備のうち、「ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会」において「都市ガスの安定供給ができる」と認定された常用防災兼用発電設備は、予備燃料の設置が不要である。	
z0400049	(上記の続き) 消防法上の非常用電源における対象設備の見直し	5021	5021254	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 常用防災兼用ガスタービン発電設備に係る技術指針の見直し【断規】		(上記の続き)	(上記の続き) しかし、自家発電設備に要求される電源投入までの所要時間(40秒以内)を満たすことができないため、電源投入当初からガス圧縮機が所定の圧力を確立するまでの間は、予備燃料を使ってガスタービン発電設備を運転することとなる。 この場合、予備燃料を用いる時間は、ガス圧縮機が所定の圧力を確立するまでの短時間(約2分以内)であるが、現行の技術指針では、この方式に用いる予備燃料の保有量が規定されておらず、実際には定格負荷における連続運転可能時間に消費される燃料と同じ量以上の予備燃料の設置が求められることとなり、過剰な設備投資となっている。	(上記の続き) 自家発電設備を非常用電源とする場合、常用電源の停電後40秒以内に、電圧確立及び投入がされなければならない。 起動時に予備燃料を用いるガスタービン発電設備については起動後、主燃料であるガスの供給を受けるまでに約2分以内の時間を必要とするものがあるため、都市ガスの安定供給ができる場合でも、規定される量の起動用予備燃料の保有が求められる。	総務省		

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400049	消防法上の非常用電源における対象設備の見直し	消防法施行規則第12条第4号イ 蓄電池設備の基準(昭和48年消防庁告示第2号)	消防法施行規則第12条第4号イにより自家発電設備の要件が規定されており、具体的な基準は蓄電池設備の基準(昭和48年消防庁告示第2号)で示されているところ。	b		b 現在、規制改革3か年計画(再改定)において、消防法上の非常用電源における対象設備の見直しについて検討することが示されており、平成16年度末までに対応することとしている。本要望内容についても現在検討しているところである。						5021256	社団法人日本経済団体連合会	11
z0400050	燃料電池の建築物からの離隔距離	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第16条第5号 火災予防条例(例)第12条	家庭用燃料電池を内燃機関による発電設備に準ずるものとした場合、発電設備を屋外に設置する際、建築物から3m以上の距離を保つことと規定されている。	a		消防法は、家庭用燃料電池を設置する場合、住宅等の建築物から3m以上の距離を置くことを必要としているが、安全性の検証結果等を踏まえ、我が国の住宅事情でもその普及を促進するよう保有距離について必要な見直しを行う。	当該要望については、規制改革推進3か年計画(再改定)の「家庭用燃料電池の設置に関する建築物との『保有距離』の見直し【平成15年度中に実験データを取得した上で、平成16年度中に措置】」に該当するものであり、その進捗を確認し、遅延なき措置を求めるものである。					5021259	社団法人日本経済団体連合会	11
z0400051	燃料電池発電設備の消防法に基づく設置届出の廃止	火災予防条例(例)第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備で、火災予防条例(例)第44条に規定されているものについては消防長(消防消長)に届け出なければならないこととされている。家庭用燃料電池を内燃機関による発電設備に準ずるものとした場合、届け出の義務が発生する。	a		家庭用燃料電池については、発電設備に該当、又は内燃機関による発電設備に準ずるものとした場合、消防長への設置届出を必要としている。しかしながら、家庭用燃料電池の普及を図る観点から、安全確保に必要な技術基準等の整備を行った上で、設置届出を不要とする。	当該要望については、規制改革推進3か年計画(再改定)の「消防法に基づく設置届出義務の見直し【平成15年度中に実験データを取得した上で、平成16年度中に措置】」に該当するものであり、その進捗を確認し、遅延なき措置を求めるものである。					5021258	社団法人日本経済団体連合会	11
z0400052	消防署への申請、届出書類の統一	消防法施行規則第3条	消防法第8条において、一定規模以上の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火管理者を定め、その防火管理者は管理について権原を有する者の指示を受けて消防計画を作成し、消防計画作成(変更)届出書と添付した消防計画を所轄消防長(消防署長)に届け出なければならない。	c		消防計画作成(変更)届出書については、消防法施行規則第3条第1項の別記様式第1号の2において、統一した様式が定められているが、添付の消防計画の内容については、それぞれの防火対象物の防火管理業務の実態に応じて相違するものであるから、統一した消防計画の様式を定めることは困難である。	要望内容は、市町村ごとに条例等において添付の消防計画の様式がまちまちに定められている実態にあることから、法令において統一化して欲しいというものである。これを踏まえ、例えば、防火対象物ごとに様式を定めるなど、何らかの措置を講じることができないのか改めて検討され、示されたい。 仮に、上記の回答が「対応できない」という場合、逆に、消防法施行規則第3条第1項各号に掲げる事項が盛り込まれていれば様式は問わない旨、地方公共団体に指導することはできないのか検討され、回答されたい。	c		消防法令において、消防計画の内容自体に関する様式を市町村の条例、規則、規程等で定めるとは規定しておらず、また、消防計画作成上の参考となる消防計画例を作成し、必要に応じ提供することはあるが、その例によって届け出ることを指導してはいない。 消防計画の内容自体は、防火対象物の管理について権原を有する者が、消防法施行規則第3条第1項各号に定める事項について、自らが管理する防火対象物の構造、規模、収容人員、管理体制や防火対象物内で使用する火気使用設備器具等の状況などのそれぞれの特徴に応じた内容となるよう検討し、作成するものである。 これを統一化することは、防火対象物の特徴を無視した不合理なものを作成するおそれがあり、また、すべての防火対象物の特徴に対応する消防計画の様式を法令に定めることは実質的に不可能である。 これらを踏まえ、このような内容について消防本部から問い合わせ等があれば、その旨回答しているところである。	5015028	日本チェーンストア協会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400049	消防法上の非常用電源における対象設備の見直し	5021	5021256	社団法人日本経済団体連合会	11	ナトリウム 硫黄(NAS)電池の常用・非常用電源兼用にに向けた法整備【新規】		平成15年3月28日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」では、平成15年度中に新型蓄電池(レドックスフロー電池及びナトリウム 硫黄電池)を消防法上の消防用設備等非常用電源として取り扱うことについて検討し、結論を得ることとされていることから、以下の事項について、早期に措置することを求めたい。 蓄電池設備の基準」にNAS電池等の新型蓄電池を非常用電源に適合するものとして追加すべきである。 常用電源が復旧した時は、自動的に非常電源から常用電源に切り替える」とする規定を撤廃し、NAS電池等の新型蓄電池の常用・非常用電源の兼用を認めるべきである。		現状NAS電池を用いた非常電源システムは、個別システム毎に(財)日本消防設備安全センターに評価申請をしている。また、非常用としての使用が認められても、兼用ができないために常用と非常用に蓄電池設備を二重に設置しなければならない。 NAS電池等の新型蓄電池は、主にピークカット用電源として利用されているが、非常用の電力を保存して非常電源機能を持たせたシステムも可能であり、左記要望実現により、一層の普及が図れるとともに、設備の有効利用によるより経済的な防災システムが構築できる。	消防法施行規則 第12条第4号の八 蓄電池設備の基準(平成13年5月11日消防庁告示第27号)	総務省	消防法では、一部の消防用設備等には非常電源(非常用電源専用受電設備、自家発電設備及び蓄電池設備)の付置が義務付けられており、蓄電池設備については「蓄電池設備の基準」に適合するものとされているが、ナトリウム 硫黄電池(以下「NAS電池」という)等の新型蓄電池は認められていない。またNAS電池は常用と非常時電源の兼用できる機能をもつが、消防法施行規則では、非常用電源は停電時のみ切替え、常用電源が復旧した時には自動的に非常用電源から常用電源に切替られるものと定義されている。
z0400050	燃料電池の建築物からの離隔距離	5021	5021259	社団法人日本経済団体連合会	11	燃料電池の建築物からの離隔距離		燃料電池の建築物からの離隔距離を、家庭用ガス給湯器(12~70kw)と同等の、上方60cm、側面15cm程度とすべきである。		現在各社が開発中の家庭用燃料電池システムは、キュービクルの表面温度が60以下であり、木壁面温度も100以下になるため、離隔距離を0.1mとしても火災予防上問題ない。左記見直しにより、家屋、マンションなどに容易に設置できるようになり、家庭用燃料電池の普及促進につながる。 平成15年3月の「規制改革推進3か年計画(再改定)」においては、本内容について平成16年度に必要な見直しを行うこととされているほか、燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」でも規制の再点検項目として取り上げられ検討されていることから、遅延なく措置することを求めたい。	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第5条、第16条第五号(平成14年3月6日公布、平成15年1月1日施行) 東京都火災予防条例第12条他	総務省	燃料電池発電設備は、家庭向けの小型のものであっても、火力発電設備に準ずるとされ、建築物から3m以上の距離を保たねばならない。消防長または消防署長が火災予防上支障がないと認める場合はこの限りではないが、例えば東京都火災予防条例では、離隔距離は最小0.6mとなっている。
z0400051	燃料電池発電設備の消防法に基づく設置届出の廃止	5021	5021258	社団法人日本経済団体連合会	11	燃料電池発電設備の消防法に基づく設置届出の廃止【新規】		家庭用燃料電池発電システムについては設置届出を不要とすべきである。		給湯湯沸器(個人住居用、あるいは70kW未満)や変電設備(60kW未満)は、届出不要であり、発電機能付き給湯湯沸器ともいえる家庭用燃料電池発電システムについても届出不要とすべきである。 平成15年3月の「規制改革推進3か年計画(再改定)」では、本件について平成16年度に措置する」とされており、燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」でも規制の再点検項目として取り上げられ検討されている。したがって、設置に係る負担を軽減し、家庭用燃料電池の普及促進につなげる観点から、遅延なく措置することを求めたい。	火災予防条例(例)第44条 東京都火災予防条例 第57条	総務省	定置用燃料電池発電設備は、家庭向けの小型のものであっても発電設備として消防庁(消防署長)への設置届出が必要である。
z0400052	消防署への申請、届出書類の統一	5015	5015028	日本チェーンストア協会	11	消防署への申請、届出書類の統一		・消防署への届出様式の統一化 市町村によりまちまち届出書の様式統一化	・統一できる様式は統一した方が現場での作成が容易になると共に本社から指示、通達が統一的に対応できる。	市町村により消防計画等の様式がまちまちである。 様式第1号の2により届出書の表紙の様式は確定しているが、添付の消防計画に関する統一された様式がない。	消防法	総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400053	保安距離の合理化および対象設備の明確化	危険物の規制に関する政令第9条第1項第1号	危険物の製造所等の一部については、高圧ガス施設の内一定のものから所定の距離を保つこととされている。	-	-	危険物製造所等が高圧ガス施設に対してとることとされている保安距離については、危険物製造所等との位置関係から安全上支障がないと判断できる場合には、特例を適用して緩和することが可能であるとしている。(平成13年3月29日通知)		回答では平成13年3月29日付け通知において特例を適用して緩和することが可能であるが、個別具体的な設備について特例の対象に該当するか否かの判断がつきにくい現状にあるため、要望事項にある具体的内容も含め、特例が認められる具体的な事例を示すことはできないか、改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	d	-	危険物製造所等が高圧ガス施設に対してとることとされている保安距離については、災害発生時における相互影響等について個別具体的な状況(危険物・高圧ガスの種類・量、施設の規模・構造・貯蔵・取扱形態等)を勘案して特例適用を行う必要があることから、各種事例を網羅的に示すことは技術的に困難である。 なお、要望元において具体的な事例を想定しているのであれば、上記観点から特例要件に係る安全要件等を市町村長等に対して提示すべきと考える。	5077010	任意団体	11
z0400054	危険物一般取扱所の設置に関する規制の緩和	危険物の規制に関する政令第19条第1項、第2項	一般取扱所の位置、構造及び設備に関する基準は、原則として棟単位又は工程単位により規定されているが、取扱所の形態によっては、部分設置が可能な基準を定めている。	d	-	一般取扱所の位置、構造及び設備に関する基準は、危険物保安のため必要なものである。 なお、吹きつけ塗装、洗浄、焼入れ、ボイラー、ローリー充てん、容器詰め替えなど、一定の形態の一般取扱所については、部分設置を可能とする特例基準が規定されている。		一般取扱所の設置に関する特例基準に定められる事例以外についても、安全確保に必要な措置を講じた場合に危険物一般取扱所の部分設置を認める対象の拡大について、検討実施時期を含め具体的な対応を検討され、示されたい。	d	-	一般取扱所の部分設置に係る特例基準については、部分設置の必要性が高い形態の施設について、危険物保安の確保に必要な要件を包括的に規定したものであることから、対象の拡大は特段必要ないものと認識しているところである。 なお、要望元において具体的な事例を想定しているのであれば、市町村長等に対して特例基準への適否を確認するとともに、所要の代替措置の提示等をすべきと考える。	5021138	社団法人日本経済団体連合会	11
z0400055	危険物施設における「単独荷卸し」実施の適用対象の拡大	消防法第13条第3項	製造所等において、危険物取扱者以外の者は、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。	b	-	給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの単独荷卸しについては、一定の要件の下運用を認めているところであるが、その範囲の拡大については、危険物施設の位置、構造及び設備の状況、危険物の貯蔵・取扱方法、流通形態や事業所の体制等について、幅広く検討することが必要である。		回答では、一定の要件の下で認めている単独荷卸しの運用範囲の拡大について検討するとあるが、具体的な検討スケジュールを示されたい。併せて、平成16年度までのできるだけ早い時期に何らかの措置を講じることの可否について示されたい。	b	-	単独荷卸しについて検討会を開催し、15年度中にとりまとめを行う予定。 また、当該結果を踏まえ、給油取扱所と同様の形態の地下タンク等について、成16年度中に所要の措置を講じる予定。	5021139	社団法人日本経済団体連合会	11
z0400056	引火性液体危険物の定義の見直し	消防法第2条第7項 消防法別表第1、備考	危険物第4類危険物(引火性液体)は、引火点の上限を250度未満としており、引火点250度以上は非危険物としている。	c	-	平成9年3月の規制緩和推進計画(再改定)で、消防法における引火性液体の規定のあり方について、安全性を損なわないことを前提として、検討することとされた。総務省消防庁としては、これを受けて、調査検討を行った結果、火災危険性、火災発生状況から消防法第4類(引火性液体)の物品について引火点の上限を設定し、引火点250度以上のものを危険物から除外した(消防法の一部を改正する法律(平成13年7月4日法律第98号))、日本における危険物保安の観点から引火性液体の引火点の上限を93とするは困難である。		諸外国の基準と比べて、日本国内においては引火点を高く設定すべき理由が明確ではなく、グローバル化が進む中、日本のみが、合理的な理由なく国際基準より突出して規制を行うことは、国際競争力の低下と産業の空洞化を促進するおそれがあると考えられる。この点を踏まえ、要望内容の実施について改めて検討され、示されたい。	c	-	前回コメントしたとおり、消防法における引火性液体の規定のあり方について調査検討を行った結果、危険物施設における火災の発生件数や被害は、他の石油類等と比べて第3石油類・第4石油類が低いとは言えない状態にあり、諸外国との地理的条件等(東海地震等の大規模地震の発生危険性等)の違いを勘案すると、引火点の上限を93度とするは危険物保安の観点から適当でない。	5021141	社団法人日本経済団体連合会	11
z0400057	病院施設における避難経路の基準の緩和	消防法施行令第25条第1項 消防法施行令別表第一	消防法施行令第25条により、避難器具の設置基準が示されており、消防法施行規則第26条においては、避難器具の減免に係る要件が規定されている。	e	-	要望中の消防法施行規則第26条に関する記載「避難階または地上に通じる避難階段が2以上設置されていなければならない」は、避難器具が減免できる場合の要件であり、避難階段を2以上設けることを規制しているものではない。						5021111	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400053	保安距離の合理化および対象設備の明確化	5077	5077010	任意団体	11	保安距離の合理化および対象設備の明確化		1.保安距離は、危険物施設の高さに応じて縮小する 2.保安距離はつぎの基準により確保することとし、周知する。 危険物の製造所等のサイトは、(外壁やこれに相当する工作物ではなく危険物を保有する塔、貯槽等の機器の外壁を起点に測定対象となる高圧ガスの製造施設等の場合は、高圧ガス設備の有無に関わらず、特定設備の外壁までの距離を測定	危険物の製造所等の位置は、高圧ガスの製造施設等から当該製造所等の外壁またはこれに相当する工作物までの間に保安距離として2.0mが規定されている。 即ち、保安距離は危険物を取り扱う機器ではなく外壁等からの距離で規定 高圧ガスの製造施設が高圧混在の場合は、高圧ガス設備を包含する危険物製造所の囲い(ダイク、カマチ)からの距離として運用	高圧混在の施設が存在し許可されているにも関わらず、他工程の高圧ガス施設との間の保安距離確保が規定されており、不合理である。 高圧ガス設備と危険物施設の高さを特定・評価することなく保安距離が一律に規定されている。保安距離を保ち安全性を確保しなくてはならない対象物が明確でなく保安距離を保つ必要がない(低圧ガスの配管や高圧混在の危険物設備の外壁)または相当する工作物)まで規制している。 【効果】 機能性基準に基づく安全規制、敷地の有効利用。	危険物の規制に関する政令第9条危険物の規制に関する規則 第12条など	総務省	
z0400054	危険物一般取扱所の設置に関する規制の緩和	5021	5021138	社団法人日本経済団体連合会	11	危険物一般取扱所の設置に関する規制の緩和【新規】		既存工場の一部に危険物一般取扱所を設置する場合には、間仕切壁の耐火構造化、出入口の自動閉鎖扉化等、安全確保に必要な構造基準を明確にし、当該措置を講じることにより、部分設置を可能とすべきである。	工場の一部において有機溶剤等危険物を指定数量以上使用し、取扱う場合、原則として工場全体が危険物一般取扱所として規制されることになる。新設工場の場合は基準に則った対応が可能であるが、既存工場の場合、改造等基準を満たすための措置を講じることが困難な場合が多い。 製造品目の変更や、製造方法や機械設備の進歩に伴い、従来一般取扱所ではなかった建物を一般取扱所に変更せざるを得ない場合があるが、合理的な対応が困難となっている。	消防法第10条危険物の規制に関する政令第9条(製造所の基準)	総務省	危険物一般取扱所の構造基準は、危険物製造所構造基準を準用することになっており、保安距離ならびに保安空地の確保が指定されているほか、建物全体にかかる構造、設備基準が定められている。 この基準によれば、一般取扱所の建物は一般建物と隣接して設置することができず、独立した建物とする必要がある。	
z0400055	危険物施設における「単独荷卸し」実施の適用対象の拡大	5021	5021139	社団法人日本経済団体連合会	11	危険物施設における「単独荷卸し」実施の適用対象の拡大【新規】		給油取扱所と同条件の設備、取扱上の措置を施した配送先については、特約店の配送センターや一般工場等の「屋外タンク貯蔵所」ならびに「地下タンク貯蔵所」でも単独荷卸の実施を認めるべきである。	特約店の配送センターや一般需要家は、既に単独荷卸が認められている給油取扱所よりも出入りする者が関係者に限定されている。 さらに、灯油センター、一般工場等への配送では、殆どが単一油種であり、コンタミネーションの可能性は低い。	給油取扱所における単独荷卸に係る運用について」(平成11年2月25日消防法第16号)	総務省	給油取扱所においては、一定の安全設備、ローリー運転者の教育訓練実施等、所要の措置が講じられた場合、給油取扱所側の危険物取扱者の立会いがなくても荷卸作業が認められるが、給油取扱所に含まれない特約店配送センターや一般需要家では単独荷卸が認められていない。	
z0400056	引火性液体危険物の定義の見直し	5021	5021141	社団法人日本経済団体連合会	11	引火性液体危険物の定義の見直し【新規】		引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き上げるべきである。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどしており、各国並みに見直すべきである。	世界各国(英、仏、独、蘭、米)の国内法では、100度前後を上限として、それ以上の引火点を有する物質に対して、引火性危険物としては事実上規制しておらず、その管理は事業者の自己管理に委ねられている。 他方わが国では、規制に伴い、石油製品を消費する多くの産業において、貯蔵、製造、流通、管理等のコストが高み、負担となっている。 危険物施設の火災事故と一般の火災事故の発生件数を比較し、また地震対策などの安全対策の推進状況を勘案しつつ、制度の国際整合化を図ることが望まれる。	消防法第2条(用語の例)	総務省	引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物是非危険物とされている。	
z0400057	病院施設における避難経路の基準の緩和	5021	5021111	社団法人日本経済団体連合会	11	病院施設における避難経路の基準緩和【新規】		避難用のエレベータが確保されているといった実質的な防災上の条件を満たす場合、建築基準法ならびに同施行令で定められているオフィスビルの避難経路設置基準をもつて適法とすべきである。(建築基準法施行令121条1項5号口は、オフィスビルの5階以下の部分では、避難階の直上階については居室の床面積が200㎡を超える場合についてのみ2方向避難路の設置を義務付けている)	防災対策、安全対策が十分取られる必要性についてはオフィスビルも病院も同じである。よって、病院とオフィスビルとで2方向避難路の設置が義務付けられる要件が同じでしかるべきである。要は、安全に避難階に達することができるよう設備が実質的に整っていることが大事なのであり、病院についてオフィスビルと異なった2方向避難路の設置を義務付けるのはあまりにも画一的であると考えられる。建築ストックの有効活用が求められるなか、高層ビル等への病院入居が効率的なケースがある。しかし、オフィスビルと病院との防災・安全基準が異なっていることがオフィスビルへの病院入居の妨げになっているのは不合理である。	消防法17条 消防法施行令別表1、消防法施行令25条1項 消防法施行規則26条 建築基準法施行令121条1項5号	総務省	消防法施行令別表1(六)に掲げられる「病院」で、2階建て以上、収容人員20人以上のもの(消防法施行令25条1項)については、避難階または地上に通じる避難階段が2以上設置されなければならない(消防法施行規則26条)。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400058	屋上非公共用ヘリポートにおけるドクターヘリへの給油行為の容認	消防法第10条第4項		c	-	給油取扱所については、延焼防止等の火災予防上の観点から地盤面上に設置することを前提としており、建築物の上に設置することは適当ではない。		ドクターヘリのような緊急を要する場合において、給油のための別途地上ヘリポートにおける給油を余儀なくされるとは問題なしとはしない。したがって、ドクターヘリについて一定条件のもと例外的に認めることの可否について検討し、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含めて具体的に示されたい。	c	-	給油取扱所については、延焼防止等の火災予防上の観点から地盤面上に設置することを前提としており、建築物の上に設置することは適当でない。	5139004	愛知医科大学 高度救命救急センター 中日本航空株式会社	11
z0400059	コンビナート地区における移送取扱所の距離規制等の撤廃	危険物の規制に関する政令第18条の2 危険物の規制に関する規則第28条の3		c	-	移送取扱所の配管は、第三者の敷地等に設置するため、災害発生時にその地域に与える影響が大きいことから、安全上、技術上、環境保全上等の理由により、その設置について規制がなされているものである。なお、配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備(危険物を運搬する船舶から陸上への危険物の移送については、配管及びこれらに附属する設備。以下同じ。)が次の各号に掲げる構造を有するものは、移送取扱所に該当しないものであることを申し添える。1 危険物の送り出し施設から受入れ施設までの配管が一の道路又は第三者(危険物の送り出し施設又は受入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。)の敷地を通過するもので、次の要件の(1)又は(2)を満足するもの(1)道路にあつては、配管が横断するものであること。(2)第三者の敷地にあつては、当該敷地を通過する配管の長さが概ね100メートル以下のものであること。2 危険物の送り出し施設又は受入れ施設が棧橋に設けられるもので、岸壁からの配管(第一石油類を移送する配管の内径が300ミリメートル以上のものを除く)の長さが概ね30メートル以下のもの。3 1及び2の要件をみたくもの		貴省の回答に対し下記のとおり要望者より意見が提出されており、この点も踏まえ改めて検討し、回答されたい。 【要望内容の修正】 石炭法の適用を受けているコンビナート内の事業所に対しては、消防法に基づく規制の緩和を要望する。競争力強化の切り札として進められているITネットワーク計画では原料、製品等の効率的かつ効果的な移送が求められており、この観点から特に連結配管類の規制緩和をお願いしたい。 消防法に基づく規制緩和地区として石油コンビナート指定地区(例えば市原地区)の内の下記のものを対象とする。 ・共同防災組織に加盟している事業所が存する地区において石油コンビナート指定地区で相互に援助協定、又は保安防災に関する契約を締結し、緊急時の配管処分権を一元化している事業所 ――指定された地区については移送基地の構内設置扱いと同等の解釈とし、保安距離・保有空地の規制は行わない。 【担保要件例】 1 関係する全ての事業所(送り出し施設と受け入れ施設の存する事業所を含む)が、当該配管やそれと共通架台等に設置されたその他の配管の保守管理と保安管理について取り決め、相互の緊急連絡と災害の拡大防止の体制を確立していること。 2 移送取扱所配管を含め多数の配管の設置された架台・配管橋等については、消防車または消防設備により速やかな防災活動が可能であること。 3 移送取扱所配管から5m以内にある危険物、高圧ガス又は液化石油ガス施設(配管橋を除く)については、消防車または消防設備により速やかな防災活動が可能であること。 4 移送取扱所の配管が公共の道路を横断する部分や、関係事業所以外の第三者の敷地を通過する部分については、規則に基づく保有空地を確保すること(同一架台上の他の配管等は対象外)	c	-	移送取扱所の配管は、第三者の敷地等に設置するため、災害発生時にその地域に与える影響が大きいことから、配管同士の間隔や他の施設からの保安距離を定めており、配管からの漏れいその他の災害が発生した場合に他の施設への被害が直接的かつ急激に及ばないよう、安全上、技術上、環境保全上等の理由により、その設置について規制がなされているものである。よって、共同防災組織による緊急時の対応の一元化を図ったとしても、災害発生時に他の施設への直接的かつ急激な被害防止が担保されるものではない。	5077003	任意団体	11
z0400060	コンビナート内事業所間の境界に対する保安距離規制の合理化	危険物の規制に関する政令第11条第1項第1号の2	引火点を有する液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵タンクの位置は、当該屋外タンク貯蔵所の存する敷地の境界線から危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンクの側板までの間に、屋外貯蔵タンクの区分、貯蔵・取り扱う危険物の区分に応じ定められた距離を保つこととされている。	c	-	敷地内距離は、タンク火災時に隣接敷地への延焼を防止するために義務づけられており、たとえ一体的防災管理が行われていようと、それにより隣接敷地への延焼防止が担保されるものではない。		貴省の回答に対し下記のとおり要望者より意見が提出されており、この点も踏まえ改めて検討し、回答されたい。 【要望内容の修正】 コンビナート地区において、一体的防災管理が行われ、かつ非常時の緊急措置権の帰属が文書等により明定されている複数の事業所であつて、各事業所間の土地利用に関する協定等によって火災時等の被害拡大を防止する措置を相互に講ずるなど事業所境界における保安の確保が担保されている場合は、各社間境界線は無いもののみならず、コンビナートと外部(周囲地区)との共通敷地境界線に係る規制のみの適用とする。	c	-	敷地内距離は、隣接事業所への延焼防止の観点から定められているものであり、一方、コンビナート内の一体的防災管理体制とは、災害発生時に地域内の事業所が一体となり、災害対応時の緊急措置・土地利用等について協定等により防護活動を行うものである。よって、【要望内容の修正】にある一体的管理体制であつても、これにより隣接敷地への延焼防止が担保されるものではない。	5077009	任意団体	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400058	屋上非公共用ヘリポートにおけるドクターヘリへの給油行為の容認	5139	5139004	愛知医科大学 高度救命救急センター 中日本航空株式会社	11	愛知ドクターヘリ特区		現状では我国の屋上非公共用ヘリポートではヘリコプターに給油行為が許されていない。そのため屋上でドクターヘリを運用しようと思うと別に給油のために地上ヘリポートを設けなければならない。1基地数百回の実績を誇るドクターヘリ基地では帰投後の機体には各種の作業が待ち受けている。燃料補給のため別の基地まで飛来し燃料補給後戻る時間は全く無駄な時間であるし、又日本の救命センターの多くは大都市内や近郊にありその用地の確保さえ困難なことである。燃料を補給しながら他の作業も並行してできることが必須である。	ドクターヘリによる重篤患者の救命救急事業	屋上非公共用ヘリポートを設けようとする二つの規制で燃料給油ができない。1つは航空法上の問題で、当該ヘリポートの認可条件に管理規程の作成が義務づけられ、給油行為をしないことを盛り込むよう行政指導がなされている。もう一つは消防法上の規制で屋内給油取扱いは病院・診療所等では認めないが規定されている。我が国の消防法では屋上給油取扱いは行為に対する決めはないが愛知県消防防災課からは一切認めないとの口頭指導を受けている。海外と同じように屋上ヘリポートでの給油行為が許され、迅速に次体制が取れるよう願う。	1.航空法54条-2 管理規程・管理規程を定め掲示すること。2.設置者は管理規程を定め国土交通大臣の許可を受けること。2.航空法施行規則93条-2 管理規程。6.飛行場内における行為を制限する場合は制限する行為。七.その他供用条件として必要な行為。3.消防法10条 危険物の貯蔵・取扱いの制限等。*政令・規則・通達の中に該当する項を見つけれません。危険物取扱者免状更新研修テキストの関係箇所を添付します。	国土交通省 総務省	1.愛知ドクターヘリ運航要領 2.愛知ドクターヘリ体制図 3.危険物取扱者免状更新研修テキスト
z0400059	コンビナート地区における移送取扱所の距離規制等の撤廃	5077	5077003	任意団体	11	コンビナート地区における移送取扱所の距離規制等の撤廃		石炭法の適用を受けているコンビナート内の事業所に対しては、消防法に基づく規制の緩和を要望する。競争力強化の切り札として進められているルネッサンス計画では原料、製品等の効率的かつ効果的な移送が求められており、この視点からも特に連絡配管類の規制緩和をお願いしたい。 消防法に基づく規制緩和地区として石油コンビナート指定地区(例えば市原地区)の内、下記のものを対象とする。 -共同防災組織に加盟している事業所が存する地区において石油コンビナート指定地区で相互応援協定、又は保安防災に関する契約を締結している事業所 指定された地区については移送基地の構内設置扱いと同等の解釈とし、保安距離、保有空地の規制は行わない。	コンビナート事業所は石炭法による規制を受けているにも拘わらず、特に移送取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、一般事業所と同様に個別法である消防法や石油パイプライン事業法の基準に準じて厳しく定められて過大な規制になっている。 また、高圧ガス配管(導管)との間には保安距離規制も適用され二重の規制となっている。このため、円滑な事業計画が阻害され、国際競争上の不利益を受けている。	コンビナート事業所は相互に原料や製品を授受し合う地域共同体であり、多種多様な高圧ガスと危険物を取り扱っており、事業所間移送のための各種配管が多数設置されている。このため万が一に備えて防災組織や資機材を共有し、自営防災要員に対する教育・訓練も充分に行っている。 また、コンビナート内の石油精製・石油化学・化学企業間に亘る効率的かつ効果的改善による国際的競争力強化を目的としたルネッサンス計画の第1期(12~14年度、総額200億円)では、鹿島・水島・川崎・徳山・瀬戸内地区で進められ、融通配管が重要な役割を果たしている。 このような場合でも現状では、隣接以外の事業所間での危険物移送配管は移送取扱所となり、距離が取れなくて計画が成り立たなくなるケースも出ている。配管敷地にまわって設置されている場合の方が、保安面からも安全であり、管理上も容易である。 【効果】 石油コンビナート地域では、事業所間の配管のやりとりは、配管ルートが大体決まっているが、移送配管を新設する場合は距離規制のため既設のルートに敷設できなくなり、新たなルート開設が必要となる。そのための土地の確保・ラック新設等に対する設備投資負担が大きい。 省エネの進んでいる現在では、更なる合理化は1社では限界にきており、コンビナート事業所間にまたがる省エネ対策、合理化対策が必要である。その為にも、移送取扱所に関する距離規制を無くすることが重要である。	消防法 (危険物の規制に関する政令第18条の2移送取扱所の基準) (危険物の規制に関する政令第28条の3-51)	総務省	
z0400060	コンビナート内事業所間の境界に対する保安距離規制の合理化	5077	5077009	任意団体	11	コンビナート内事業所間の境界に対する保安距離規制の合理化		コンビナート地区において、一体的防災管理が行われ、かつ非常時の緊急措置種の帰属が文書等により明定されている複数の事業所であって、各事業所間の土地利用に関する協定等によって事業所境界における保安の確保が担保されている場合は、各社間境界線は無いものみなし、コンビナートと外部(周囲地区)との共通敷地境界線に係る規制のみの適用とする。	コンビナート内各社(各事業所)間に事業所境界線があつて、境界線からの保安距離(屋外タンク貯蔵所の保安距離等)を要している。	一体的な防災管理が行なわれている場合は、実質的に1つの事業所と同等であるとみなすことができ、各社間の境界線からの保安距離の設定の必要は無く、各施設に個別に設定される保安距離によって保安上の目的は達せられると考えられる。 【効果】 土地の有効活用が可能となる。	危険物の規制に関する政令第11条第1項第1号の2)	総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400061	防災資機材としての大容量泡放射砲の採用の容認	石油コンビナート等災害防止法施行令第8条	一定規模以上の屋外貯蔵タンクを設置する特定事業者は、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車を備え付けなければならない。	b		業界団体からの提案を受けた放水量4000? /分以上の能力を有する泡放射砲については、消防庁に設置する「石油コンビナート等防災体制検討会」で審議し、複数の3点セットを保有する場合における2セット以降の大型高所放水車との代替について可能との結論が得られたところである。今後、関係法令等の改正を行い措置することとしている。		要望内容は、3点セットの代替として大容量泡放射砲の導入を求めているものであり、貴省回答にある「2セット以降の大型高所放水車との代替」では当該要望内容を満たすものではない。貴省は、大容量泡放射砲(E型)によるタンクトップからのリング火災の消化を認めていないため、3点セットを1セット残すこととしたと推察されるが、米国の基準では、道路上からの放水は、シール部の的確な放水が難しく、屋根の沈下のおそれがあることから厳禁とされている。2次災害防止の見地からも、1セットからの代替について、改めて検討され、示されたい。	b	浮き屋根式タンクのリング火災に対し、3点セットの場合は、高所から放射するため、火点に対して正確に放射することが比較的容易であるが、大容量泡放射砲を地上から放射する場合には、地上から放射するため、その正確性が3点セットに比べやや劣るものと考えられる。 浮き屋根式タンクのリング火災に対して、防災要員が分解した大容量泡放射砲を持ってタンク上部に上り、組み立てて消火を行うとの意見もあるが、タンク上部に防災要員が上がり消火活動を行うことに対する安全性の確保、タンク上部への搬送、組み立て等、消火活動を行うまでに一定の時間を要することを勘案した場合における有効な初期消火の実施の担保、等の面において疑問があり、現時点においては、一般的な消火活動と言えるだけのデータがそろっていない。 3点セットは、例えば高所で発生したプラント火災に対し、地上22メートル以上の高所から有効放射が可能であること等、大容量泡放射砲が有していない汎用性の高い性能を保有していることに鑑み、1セットのみの配備が義務付けられている事業所等においてその配備の必要性が高いと考えられる。これらのことから、1セット目からの代替は認められない。 なお、大容量泡放射砲の事業所等への1セット目からの適用については、今後の技術革新又は開発の動向に応じて、今後とも、技術的な検討を継続して実施していくこととする。	5021134	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0400062	大型泡放射砲による大型化学消防車等3点セットの代替に対応したレイアウト規制の見直し	石油コンビナート等災害防止法第8条 石油コンビナート等災害防止法施行令第8条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第9条～13条	一定規模以上の屋外貯蔵タンクを設置する特定事業者は、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車を備え付けなければならない。 各施設地区の面積及び配置が当該施設地区相互の関係、当該第一種事業所の周囲の状況その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らして、災害の発生を拡大防止に支障を生ずるおそれがあると認められる場合主務大臣は計画の変更を指示することができる。	c	-	放水量4000? /分以上の能力を有する泡放射砲については、複数の3点セットを保有する場合における2セット以降の大型高所放水車との代替について可能との結論が得られたところであるが、大型化学消防車、泡原液搬送車は従来どおり配備が必要で、かつ、消防機関の3点セットの活動も予定されている。こうしたことから、これまでどおり消防活動を維持するための特定通路の幅員は必要である。また、セットバック規定については、消防活動用の空地として配置するものであり、資機材の配備形態とは関係は無い。したがって合理化提案は認められない。		要望内容は、3点セットの代替として大容量泡放射砲の導入を求めているものであり、貴省回答にある「2セット以降の大型高所放水車との代替」では当該要望内容を満たすものではない。貴省は、大容量泡放射砲(E型)によるタンクトップからのリング火災の消化を認めていないため、3点セットを1セット残すこととしたと推察されるが、米国の基準では、道路上からの放水は、シール部の的確な放水が難しく、屋根の沈下のおそれがあることから厳禁とされている。2次災害防止の見地からも、1セット目からの代替について、改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえ、施設配置規制や防災要員の配置規制についても合理化を図るべく改めて検討され、示されたい。	c	浮き屋根式タンクのリング火災に対し、3点セットの場合は、高所から放射するため、火点に対して正確に放射することが比較的容易であるが、大容量泡放射砲を地上から放射する場合には、地上から放射するため、その正確性が3点セットに比べやや劣るものと考えられる。 浮き屋根式タンクのリング火災に対して、防災要員が分解した大容量泡放射砲を持ってタンク上部に上り、組み立てて消火を行うとの意見もあるが、タンク上部に防災要員が上がり消火活動を行うことに対する安全性の確保、タンク上部への搬送、組み立て等、消火活動を行うまでに一定の時間を要することを勘案した場合における有効な初期消火の実施の担保、等の面において疑問があり、現時点においては、一般的な消火活動と言えるだけのデータがそろっていない。 3点セットは、例えば高所で発生したプラント火災に対し、地上22メートル以上の高所から有効放射が可能であること等、大容量泡放射砲が有していない汎用性の高い性能を保有していることに鑑み、1セットのみの配備が義務付けられている事業所等においてその配備の必要性が高いと考えられる。これらのことから、1セット目からの代替は認められない。 また、上記のことから、従来の施設配置等については何ら変わるものがないことから、配置規制の合理化提案は認められない。 なお、大容量泡放射砲の事業所等への1セット目からの適用については、今後の技術革新又は開発の動向に応じて、今後とも、技術的な検討を継続して実施していくこととする。	5077005	任意団体	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400061	防災資機材としての大容量泡放射砲の採用の容認	5021	5021134	社団法人日本経済団体連合会	11	防災資機材としての大容量泡放射砲の採用【新規】		<p>大容量泡放射砲の採用を政令で認めるとともに、他の防災資機材(例えば液面下泡放射方式等、油回収器等)と同様に、事業者が自主的に選択できる仕組みとすべきである。</p> <p>また、リング火災消火や防油堤内における消火活動に、大容量泡放射砲の仕様を認めるべきである。</p> <p>平成15年3月28日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」では、大型泡放射砲の採用について、平成15年度中に結論を得ることとされており、早期に措置することを求めたい。</p>		<p>大容量泡放射砲の性能は、海外の多くの消火実績だけでなく、消火理論に基づいている。危険物保安技術協会の委員会においても、内外の実証試験の結果をふまえて、その有効性が評価されている。</p> <p>大容量泡放射砲を試験導入し、消防庁、公設消防等多くの防災関係者に放水実演を通じて性能を確認しており、さらなる個別評価による認定といった制度が必要とは考えられない。</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法 第15条(特定防災施設)第1項 石油コンビナート等災害防止法施行令 第8条(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車) 第15条(代替措置) 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織に関する省令 第18条(大型化学消防車等) 第20条(大型高所放水車等)による代替措置)</p>	総務省	<p>防災資機材の技術基準は仕様規定で定められており、泡水溶液を放射するのに三点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)しか原則的に使用できないこととなっている。</p> <p>消防用機械器具の技術の進歩に応じた新技術を導入するためには、関係委員会での数年間にわたる審議や所管部門との折衝等が必要となっている。</p>
z0400062	大型泡放射砲による大型化学消防車等3点セットの代替に対応したレイアウト規制の見直し	5077	5077005	任意団体	11	大型泡放射砲による大型化学消防車等3点セットの代替に対応したレイアウト規制の見直し		<p>現状の3点セットと同等な性能を有するものとして、大型泡放射砲の採用が検討されているが、早急に3点セットの代替として認めてほしい。</p> <p>これとあわせ、大型泡放射砲に対応した防災活動用の施設配置規制(特定通路の幅・接する面、セットバック、分割道路幅等)や防災要員の配置規制についても合理化してほしい。</p>	<p>石炭法上の特定事業者は、危険物製造所や屋外タンク貯蔵所の規模等に応じて防災資機材として3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)を備え付けなければならない。</p> <p>また、レイアウト規制対象事業所は、火災時のこれら防災資機材の活用のために特定通路 空地 セットバック等の施設配置規制を受け、防災要員の配置が必要となっている。</p>	<p>レイアウト事業所における配置規制において、代替措置の採用が認められているが、現状ではあくまで3点セットが前提である。</p> <p>しかし共同防災組織及び各事業所独自の自衛防災組織の防災資機材として、大型泡放射砲のように3点セットと同等な性能を有し、かつ狭いスペースで防災活動が可能なのが提案されている。</p> <p>大型泡放射砲が認可されれば、防災活動用の施設配置規制の合理化や共同防災組織及び自衛防災組織の人員削減も可能となる。これにより、設備の更新・新設による近代化や防災活動の近代化が容易となり、ブランド火災の早期鎮静化に貢献出来る。</p> <p>【効果】 防災資機材のコスト及び維持管理費用が節減できる。 消防活動に迅速対応可能。特に、狭い道路での消火活動が可能。</p>	石油コンビナート等災害防止法	総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0400063	石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化	石油コンビナート等災害防止法第16条 石油コンビナート等災害防止法施行令第8条～第17条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第18条～第23条の2	特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材または設備を備え付けなければならない。	b		平成15年3月28日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、平成15年度に検討し結論をえることとされている大型泡放射砲については、複数の3点セットを保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車との代替について可能との結論がでたところである。 なお、同計画においても、防災資機材については、現在政令等において具体的な仕様が規定されているが、随時必要に応じた見直しを行う等により、必要な防災能力を確保しつつ可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置することとしている。		要望内容は、新しい技術を機動的に導入し防災体制の高度化を速やかに行うために防災資機材における仕様規定を性能規定へと転換することを求めているが、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記位置を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	コンビナート事業所では、プラント火災、タンク火災等が発生することを想定して消防車等の資機材の配備を義務付けている。こうした資機材は、危険物等の貯蔵取扱量や使用状況等に応じて異なる態様の火災に対応可能な仕様を具体的に規定する必要がある。よって防災資機材については、一律に性能規定化を行うことは困難である。	5021133	社団法人日本経済団体連合会	11
z0400064	レイアウト規制の性能規定化促進による化学産業の活性化	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第3条、第4条	事業所の敷地は区域ごとに製造施設地区、貯蔵施設地区、入出荷施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区又はその他施設地区に区分するものとする。	c	-	レイアウト規制は施設地区ごとの区分、セットバックや特定通路の幅員を確保することにより、災害の拡大防止を図っている。提案にある施設地区内の混在を大幅に認めること、及び特定通路の設置を行わないことは、こうした目的達成が困難となるため認められない。		回答では目的達成が困難としているが、要望内容の土地有効利用の観点から、例えば、省令規定と同等の安全性を担保する代替措置を講ずる場合に特例を認めた特区の全国展開の可能性を含めて、改めて対応策を検討して示されたい。	c	-	施設地区内の混在については、前回の回答同様に認められない。 特定通路の幅員については、特区制度において、同等の安全性が確保される場合は特例措置が認められることとなる。 なお、特区制度の全国展開については、当該特例措置の適用が1件しかなくまた、その1件についても施設の設置工事は未着手であることから、全国展開は考えていない。	5077002	任意団体	11
z0400065	高機能性(多品種少量)化学製品プラントに対するレイアウト規制の合理化による化学産業の活性化	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第3条、第4条	事業所の敷地は区域ごとに製造施設地区、貯蔵施設地区、入出荷施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区又はその他施設地区に区分するものとする。	a	-	本件については全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項として、事業者から具体的な事業の提案が平成15年度上期までになされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。」こととされており、具体的な緩和方策について検討中である。		提案の状況、及び検討結果を踏まえ緩和方策を実施される時期について、具体的に示されたい。 併せ、引き続き新規事業の提案を受け、緩和方策の追加検討を実施することについて、見解を示されたい。	a	-	15年度上期においては、事業者からの具体的な提案は無かったことから、緩和方策を実施する予定はない。 なお、今後においても事業者からの提案があれば、措置について検討する。	5077004	任意団体	11
z0400066	特定事業所における防災要員、防災資機材の確保等の緩和	石油コンビナート等災害防止法第16条	特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、防災要員を置かなければならない。 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材または設備を備え付けなければならない。	b	-	石災法第3条の規定により、特定事業者は、その特定事業所における災害の発生及び拡大の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、当該特定事業所の所在する特別防災区域において生じたその他の災害の拡大の防止に関し、他の事業者と協力し、相互に一体となつて必要な措置を講ずる責務を有する。」としており、自己の事業所において平常時における災害予防と災害が発生した場合における緊急措置を実施するほか区域全体の災害に対しても拡大の防止のための措置を求めている。こうした責務を有することから、防災要員、資機材の配備は必要であるが、最小限度の配備とするよう検討する。		回答では防災要員及び防災資機材の配備を必要最小限度とするよう検討するとあるが、具体的な検討スケジュールを示されたい。併せて、平成16年度までに何らかの措置を講ずることの可否について示されたい。	b	-	休止の定義、休止時の具体措置(必要な防災資機材及び防災要員)等について、平成16年度中に、専門家、関係団体等を委員とする検討会を設置して検討することを予定している。	5021132	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400063	石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化	5021	5021133	社団法人日本経済団体連合会	11	石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化【新規】		防災資機材の技術は急速に進歩しており、石油コンビナートの防災体制の高度化を図るため、現在の仕様規定から、性能規定へと転換し、新技術を導入可能とすべきである。 本件については、平成15年3月28日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、平成15年度に検討し結論を得ることとされていることから、早期に結論を得た上で性能規定化を図るべきである。	新しい技術を機動的に導入しようとしても、現行の仕様規定の下では、法の解釈や運用において限界があり、不可能となっている。新技術の安全性や性能を証明するための実証実験、シミュレーション、消火実績をデータをもって説明しても活用できず、技術の進歩にあわせて防災体制の高度化を図ることができない。	石油コンビナート等災害防止法 第8条、15条、16条 石油コンビナート等災害防止法施工令第7～13条、15条、16条、19～20条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織などに関する省令	総務省	防災資機材等の規定は仕様規定化されており、技術の進歩に即応した新技術の導入が極めて反映されにくい仕組みとなっている。	
z0400064	レイアウト規制の性能規定化促進による化学産業の活性化	5077	5077002	任意団体	11	レイアウト規制の性能規定化促進による化学産業の活性化		1つの製造プラントに係わる入出荷施設、事務管理施設(計器室等)、用役施設(電気室等)を同一の製造施設地区に設置する場合、500m ² の制限を適用除外とする。 また、700m ² 未満の小規模製造施設地区の特定通路(6m以上)は、周囲2辺のみとし、残りの2辺は、4m以上の通路であれば可とする。	石炭法のレイアウト規制は、事故が発生した場合の周辺住民等への影響を少なくするとともに、危険度の異なる施設を分類することにより、石油と高圧ガスを併せて大量に取り扱う事業所における安全の確保と消火活動を効率的に行うため、製造、貯蔵施設地区等の面積の基準、施設地区の配置の基準、特定通路の幅員等を規定している。	同一エリアで管理でき、且つ、投資を少なくすることが出来る。 土地の有効利用ができる。 【効果】 同一エリアに関連施設が設置できることで保安管理が容易となり、かつ少ない投資で事業展開が行える。	石油コンビナート等災害防止法(第5条及び第7条) 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令 新設等の計画の届出に係る審査事務の簡素合理化について(通達、平成8年3月29日)	総務省 経済産業省	
z0400065	高機能性(多品種少量)化学製品プラントに対するレイアウト規制の合理化による化学産業の活性化	5077	5077004	任意団体	11	高機能性(多品種少量)化学製品プラントに対するレイアウト規制の合理化による化学産業の活性化		2000年代になりエチレン・汎用合成樹脂の需要は減少に転じており、コンビナート化学企業の各社は生き残りをかけて1970年代に想定していなかった多品種少量生産である高機能性化学製品のプラントが既に設置され、または設置の検討が行われている。その代表例を示す。 機能性特殊樹脂 複合樹脂(コンパウンド) 光学・電子材料 医薬品/農薬中間体、バイオ 添加剤、安定剤 【要望内容】 1.多品種少量生産プラントについては施設地区の混在500m ² の規制を除外する。 2.設備の規模の基本として別紙に掲げる例を(石炭法の第2種事業所に相当しないレベル程度)提案する。ただし、設備規模の基準を越えるものであってもリスクアセスメントの結果、周辺施設等への影響が小さいと判断されるプラントも多品種少量生産プラントに含める。	石炭法・レイアウト規制は昭和50年の石炭法制定時点におけるコンビナートの代表的プラントであるエチレンや汎用合成樹脂製造設備等において、災害発生時に高圧ガス、危険物を大量に扱うことからの被害を極小化することを想定して配置を定めたものである。 プラントを設置・変更する際は施設を用途毎に製造、貯蔵、用役、入出荷、事務管理、その他、の6区分に分割され、施設地区の混在する場合は500m ² 以下とされている。施設間は特定通路をもって区分される。	1.多品種少量生産プラントは一度に大量の危険物/高圧ガスを原料・製品等として取り扱っていない。即ち、従来の主要石化プラントに比べ大量の物質を扱っていない。 2.石炭法の第2種事業所に相当しないレベルとすることで従来の石化プラントと比べ安全が担保される。 3.施設配置を集約することで操作性および安全パトロールが容易になり安全性向上に繋がる。 4.施設区分のないレイアウト規制地区外で造られた多品種少量プラントにおいて特に保安上の問題は生じていない。 【効果】 製造施設、貯蔵施設、出荷施設などを分散配置することなく合理的な配置計画ができる。 石油コンビナート地区における多品種少量生産プラントがコンビナート地区外と同等条件で設置できる(コスト競争力の確保)。 これにより、石油化学から高機能性化学製品などへの事業転換の促進、雇用の確保など化学産業の活性化が図れる。	石油コンビナート等災害防止法(第5条及び第7条) 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令 新設等の計画の届出に係る審査事務の簡素合理化について(通達、平成8年3月29日)	総務省 経済産業省	添付 - 2
z0400066	特定事業所における防災要員、防災資機材の確保等の緩和	5021	5021132	社団法人日本経済団体連合会	11	特定事業所における防災要員、防災資機材の確保等の緩和【新規】		危険物を全て除去し、特定事業所を休止(生産活動を行わない)し、かつ所轄の消防当局の確認を受けた場合は、特定事業所に課せられる防災要員、資機材の確保等を緩和すべきである。	石油コンビナート等災害防止法は、一定数量以上の石油等を取り扱うもしくは貯蔵する特定事業所に対して規制し、特別防災区域内の災害発生、拡大の防止等を図っている。危険物を全て除去し、特定事業所を休止した場合、災害発生、拡大等の懸念はなく化学消防体制等の防災要員、資機材の確保は不要と考えられる。 企業にとっては、休止状態にもかかわらず防災要員や資機材の配置を求められることは、毎年膨大な経費負担となり、事業展開に支障を来す恐れがある。	石油コンビナート等災害防止法 第2条、3条、5条、15条、16条、17条 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令	総務省	石油コンビナート等特別防災区域内にある事業所においては、危険物等の取扱貯蔵量により第一種または第二種事業所(特定事業所)の指定を受け、所定の防災要員と防災資機材の配置が義務付けられている。	